

議事日程(第6号)

令和3年9月22日 午前10時00分開議

- 日程第1 認定第1号 令和2年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第2 議案第55号 令和2年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第3 認定第2号 令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第4 認定第3号 令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第5 認定第4号 令和2年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第6 認定第5号 令和2年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第7 認定第6号 令和2年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第7号 令和2年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第8号 令和2年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第9号 令和2年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第10号 令和2年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第12 議案第56号 高鍋町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第57号 高鍋町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第58号 高鍋町交通指導員設置条例の制定について
- 日程第15 議案第59号 令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第16 議案第60号 令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第61号 令和3年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第62号 令和3年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第63号 令和3年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 請願第1号 国営かんがい排水事業一ツ瀬川地区受益者負担軽減に関する請願について
- 日程第21 発議第1号 高鍋町議会会議規則の一部改正について
- 日程第22 発議第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求

める意見書

- 日程第23 発議第3号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求め
る意見書
- 日程第24 議員派遣の件
- 日程第25 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第26 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第27 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 令和2年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第2 議案第55号 令和2年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ
いて
- 日程第3 認定第2号 令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第4 認定第3号 令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につ
いて
- 日程第5 認定第4号 令和2年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第6 認定第5号 令和2年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算につ
いて
- 日程第7 認定第6号 令和2年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第7号 令和2年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決
算について
- 日程第9 認定第8号 令和2年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出
決算について
- 日程第10 認定第9号 令和2年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算につ
いて
- 日程第11 認定第10号 令和2年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第12 議案第56号 高鍋町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第57号 高鍋町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改
正について
- 日程第14 議案第58号 高鍋町交通指導員設置条例の制定について
- 日程第15 議案第59号 令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第16 議案第60号 令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第61号 令和3年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第62号 令和3年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第63号 令和3年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 請願第1号 国営かんがい排水事業一ツ瀬川地区受益者負担軽減に関する請

願について

- 日程第21 発議第1号 高鍋町議会会議規則の一部改正について
日程第22 発議第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求
める意見書
日程第23 発議第3号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求め
る意見書
日程第24 議員派遣の件
日程第25 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
日程第26 閉会中における議会運営委員会活動について
日程第27 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員（14名）

1番 田中 義基君	2番 永友 良和君
3番 八代 輝幸君	5番 松岡 信博君
6番 青木 善明君	7番 黒木 博行君
8番 黒木 正建君	10番 古川 誠君
11番 中村 末子君	12番 春成 勇君
13番 日高 正則君	14番 杉尾 浩一君
15番 後藤 正弘君	16番 緒方 直樹君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君 事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 橋本 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 黒木 敏之君 副町長 …………… 稲井 義人君
教育長 …………… 島埜内 遵君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 …………… 野中 康弘君
財政経営課長 …………… 飯干 雄司君 建設管理課長 …………… 長友 和也君
農業政策課長 …………… 渡部 忠士君 農業委員会事務局長 …… 杉 英樹君
地域政策課長 …………… 日高 茂利君
会計管理者兼会計課長 …………… 鳥井 和昭君

町民生活課長 …………… 鳥取 和弘君 健康保険課長 …………… 川野 和成君
福祉課長 …………… 杉田 将也君 税務課長 …………… 宮越 信義君
上下水道課長 …………… 吉田 聖彦君 教育総務課長 …………… 横山 英二君
社会教育課長 …………… 山下 美穂君

午前10時00分開議

○議長（緒方 直樹） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、青木善明議員。

○議会運営委員会委員長（青木 善明君） 6番。おはようございます。

令和3年第3回高鍋町議会定例会に提案されました案件は、専決処分の承認、報告、認定、補正予算など、全部で32件でありました。それぞれの案件は、先日、21日までに、各常任委員会や特別委員会において審査を終え、本日、各委員長の報告を待つところがありますが、昨日、高鍋町議会会議規則の一部改正について、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書及び加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の議員発議が3件提案されましたので、先日午前11時30分より第3会議室におきまして、議会運営委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、また、日程説明のため議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催し、この3件の発議について本日の日程に追加することで、委員全員の意見の一致を見ましたので、御報告いたします。

○議長（緒方 直樹） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、お手元にお配りしました議事日程により議事を進めます。

日程第1. 認定第1号

○議長（緒方 直樹） 日程第1、認定第1号令和2年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。本件は、一般会計及び特別会計等決算並びに特別会計予算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、後藤正弘議員。

○一般会計及び特別会計等決算並びに特別会計予算審査特別委員会委員長（後藤 正弘君） 15番。おはようございます。

令和3年第3回高鍋町議会定例会において、一般会計及び特別会計等決算並びに特別会計予算審査特別委員会に付託されました、認定第1号令和2年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について、特別委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日程は9月9日から16日の6日間、審査は第1会議室にて行い、議長を除く13名の委員出席及び9日のみ1名欠席の下に、執行当局に関係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重審議を行いました。

なお、成果報告書及び説明資料等で詳細説明を受け、委員より質疑が数多くありました

が、その一部を報告することとし、その旨御了承、御理解を願いたいと思います。

初めに、財政経営課です。

歳入ですが、前年比と比較して13.2%の増、町税については、新型コロナウイルス感染症の影響が考えられる。町民税法人税割の減などにより2.2%の減、普通交付税が8.5%の減、国庫支出金が1人当たり10万円支給された特別定額給付金などの影響により154%の増、県支出金感染症対策として営業時間短縮要請協力金事業補助金などにより27.7%の増、ふるさと納税寄附金が26.5%の減、繰入金5.5%の減、町債が10.1%の減、自主財源比率については、特別定額給付金に充てられた国庫支出金が23億円ほど増となった影響もあり、昨年度より12.5%減となり38.8%となった。

次に、歳出についても、その増減の詳細説明を受け質疑に入り、委員より法人事業税交付税とは何かとの問いに、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の廃止に伴い創設された、都道府県から市町村への交付金との答弁。

委員より、地方消費税交付金の増額理由はの問いに、令和元年10月の消費税率引上げにより、前年度と比較すると増額となっているとの答弁。委員より、不動産評価委員会においては、売却価格は路線価格に合わせるのかの問いに、固定資産評価額をベースに国の売払い要領などを加味しているとの答弁でした。

次に、地域政策課です。

歳入で、特徴的なものは、商工施設使用料でRVパークの使用料収入で、めいりん公園に隣接するRVパークの管理について、令和2年度に農業政策課から事務移管があったことに伴う収入。

総務管理費補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症への対応のために必要な事業に対し、国から交付があったもの。

商工費補助金では、応援消費プレミアム付商品券発行事業補助金は、新型コロナウイルス感染症に関する消費喚起策として実施した、高鍋町プレミアム付商品券発行事業に対し、2分の1の補助があったもの。

森林空間を活用したワーケーション活動支援事業補助金は、コロナ禍におけるテレワークやワーケーションといった、企業などの地方分散需要に対応することを目的とした、環境整備に対する定額補助。

感染症対策休業等要請協力金事業補助金は、県により令和2年8月に実施された飲食店などへの休業要請に伴う協力金事業及び事業者の感染防止対策への支援事業に対して、それぞれ全額補助があったもの。

感染症対策時間短縮要請協力金事業補助金は、県より令和3年1月、2月に実施された飲食店への営業時間短縮要請に伴う協力金事業に対して10分の9の補助があったもので、歳出への主な事業では、広報番組放送事業で町外に向けた本町の魅力発信や、町外から本町へ人を呼び込むことを目的として、MR T宮崎放送の番組内で町の情報を紹介、またMR Tラジオのスクーピー中継などで、イベント情報などを放送し、年間を通して県内を中

心に町の情報を発信。

高鍋町求人サイトみちはた運営事業では、高鍋町独自の求人サイトを運営、主に移住希望者を対象として、インターネットを介して高鍋町での仕事に関する情報提供を行い、移住定住の促進を図るとともに、町内企業の情報を幅広く発信し、企業の人材確保に寄与する事業を展開。求人サイト運営者には地域おこし協力隊員を採用し、将来には、求人サイトの自立運営を目指すこととしている。

そのほか、創業支援事業、企業誘致推進事業、百済王族伝説等活用市町連携推進協議会事業、観光協会補助事業、海水浴場等観光施設管理業務委託事業等の説明を受け、質疑に入り、委員より、地域おこし協力隊について、令和2年度の成果は、質疑に、令和2年度は1名採用で、企業の営業活動を紹介するサイトの構築する作業及び事業者と連絡を取り合い取材などの作業を行っており、令和2年度は45件の事業者紹介を行い、求人サイト利用件数は12名との答弁。また、企業を紹介して採用まで行うのであれば、あとのフォローもできているのかの質疑に、採用者に対し継続フォローは行っているとの答弁でした。そのほか、企業立地補助金等の質疑や観光協会補助金等の質疑も多く集中したところでもあるとの答弁でした。

次に、農業政策課です。

歳入で特徴的なものは、農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金が2分の1補助率、国産農林水産物等販売促進緊急対策事業補助金で、学校給食の食材供給に対する補助金で、補助率は10分の10となっている。

また、経営安定対策推進事業費補助金が全額補助。大家畜導入資金貸付金元利収入、分担金及び負担金の農業費分担金の基幹水利分担金、尾鈴地区県営事業分担金、農業費補助金欄での農村整備係分で多面的機能支払交付金、県単独土地改良事業補助金、詳細説明を受け、歳出では、農業総務費では、農業政策課の人件費に係るものが99.6%。

農業振興費では、農業生産基盤の維持拡大、競争力強化に関する経費、新生産調整対策事業費では、米の生産調整費用と稲発酵飼料のラップ代及び米の生産調整に係る事務的経費の支出。

畜産業費では、令和元年度に比べると職員手当が増額。農村施設費では、防災ダムをはじめ、農産物加工施設、高鍋温泉源泉施設、農村公園など、農業政策課管理分の管理費用に支出、農政企画費では、農業経営に関し支援する経費や農村振興イベントなどに使用する費用。林業総務費では有害鳥獣駆除に係る費用、森林管理に係る費用。林業振興費では町有林や保安林に関する管理費用の支出との説明を受け、質疑に入り、委員より、森林環境譲与税については、どのように使うことを示唆されている歳入なのかの質疑に、森林環境譲与税は、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないとされているとの答弁。

委員より、生分解マルチの負担金は3町一緒なのか、マルチの予算は幾ら組んでいたのか、国・県の補助はないのかの質疑に、負担金は廃棄プラの処理量に応じて積算していま

すので、3町異なる。マルチの予算は400万円です。国・県の補助はないとの答弁。

委員より、高鍋・木城有機農業推進協議会について、具体的にどういう取組をしているのか、GAPもあると思うが、どういう取組をしているのかの質疑に、高鍋・木城有機農業推進協議会では、実験圃場を確保し、そこを核として農家へ有機農業を普及していく取組等を行っている。GAPはオリンピックや国外へ向けての取組であったが、現在、県としては取組がトーンダウンしているとの答弁。

次は、町民生活課です。

成果の主なものは、一般廃棄物処理事業についての決算額は1億8,274万5,000円。分別したごみを西都児湯クリーンセンターに搬入、西都児湯分をまとめて可燃ごみはエコプラザに運搬し、それ以外については、再資源化を進めた。令和元年度と比較して大幅な減とはなっていますが、主な理由は公債費の減、貸付金がなくなったことによるものと説明。

そのほか、戸籍住民基本台帳、環境衛生費等の説明を受け質疑に入っております。委員より、唐木戸霊園については、空き区画はあと何区画あり、使用をやめられた方は何人いるのかとの問いに、全区画336のうち、残りが12区画、令和2年度返納については1件との答弁でした。

次に、建設管理課です。

歳入で特徴的なものは、災害復旧費国庫負担金で、公共土木施設災害復旧費負担金は、平成30年及び令和2年の災害復旧に伴う国庫負担金、土木費国庫補助金で、道路橋梁費補助金1億7,161万5,000円のうち、社会資本整備総合交付金1億746万円、防衛施設周辺道路改修等事業が6,415万5,000円で、防衛省補助については、継続費の設定をしており、令和2年度と令和3年度の2か年の事業費に係る補助の2割が、令和2年度の歳入となっている。

歳出については、法定外公共物費、町単独道路改良費、公有財産購入費の土地購入費等、現場写真と別冊資料を基に説明を受け質疑に入り、委員より国庫支出金の道路メンテナンスとありますが、詳しく説明をとの質疑に、橋梁点検や橋補修のことと答弁でした。

次に、税務課です。

令和2年度町税において、新型コロナウイルス感染症の影響により、調定額、収入額とも減となりましたが、このように調定額や収入額は個人の所得や企業の業績などに影響されることが多いことから、税務課としての歳入に関する成果としては、収納率96%を維持していることが、成果ではないかと考えるとの説明を受け、質疑に入り、委員より町民税減の理由はの質疑に、収納率については滞納繰越しを含めて、個人町民税97.71%、法人町民税98.44%、町民税の減の理由としては、新型コロナウイルス感染症の影響による法人所得の減少が主な要因との答弁でした。

次に、農業委員会です。

農業政策課と連携し、農地中間管理事業を実施し、前年度に引き続き期間満了に伴う、

農地利用集積円滑化事業からの切替えを行うとともに、新たな契約の締結に努め、農地中間管理事業を含めた、農業経営基盤強化促進法の利用権設定の実績は266件、589筆、120.5ヘクタールの実績を上げることができた。このことの主な要因は、新型コロナウイルス感染症に対する国の高収益作物次期作支援交付金を、農家が申請に当たり農地台帳提出が必要になったことで、農業委員会を通じての利用権設定が増えたためと考えられ、また農地法により、守るべき農地を明確化するため、令和2年は、農業委員、農地利用最適化推進委員と連携し、現地調査及び総会で審議を行い、約26.8ヘクタール、550筆の非農地判断を実施することができた。

毎年9月に実施している町内全域の農地利用状況調査については、農業委員や農地利用最適化推進委員が、常日頃から自分の担当地域は把握できるとは思われますが、見落としや判断に苦慮しているところなどは、改めて見ることで農地の最適化を図っているとの詳細説明を受け質疑に入り、委員より、機構集積により農業者への利便性はどの問いに、農地を適正に効率的に使用できるとの答弁でした。

次は、総務課、選挙管理委員会です。

まず初めに、令和2年度一般会計決算概要について説明があり、その中身は、総務課決算関係中では大きなウエートを占めている、感染症対策事業についての説明でした。

特別定額給付金給付事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意しつつ、迅速かつ的確に1人当たり10万円を給付し、家計への支援を行い、給付世帯9,606世帯、2万240人に対し給付を行った。給付率は99.89%で、給付事業費及び事務費とも、全額国の補助対象となっている。

避難所感染防止対策事業で、感染症が拡大する中、パーティションや非接触型体温計購入し、感染防止対策の強化を図った。財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、残額はふるさとづくり基金を充当、感染症軽症者等宿泊療養施設従事職員派遣事業で、県の依頼により、新型コロナウイルス感染拡大による急激な患者数の増加の中で、重症者へ適切な医療提供を確保することを目的に開設された軽症者等宿泊療養施設に、職員を延べ6人派遣。このことにより感染拡大を防止するとともに、当該宿泊療養者の安全安心な療養環境の実現を図ることができ、財源は全額県負担である。新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設従事職員負担金を充当。

ウェブ会議システム導入事業は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、対面での会議、打合せが困難な状況となり、ウェブ会議のニーズが急激に高まり、このためシステムを導入し、非常時においても業務継続可能な環境を構築するとともに、業務の効率化を図ることができた。財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、残額はふるさとづくり基金を充当。

次に、歳入における特徴的な部分では、歳入総額は、令和元年度と比較すると大幅な増。要因としては特別定額給付金給付事業の実施に伴う定額給付金給付補助金の受入れによるものとの説明があり、交通安全対策特別交付金、総務費国庫補助金、消防費国庫補助金、

衛生費県負担金、総務費県補助金、総務費県委託金。雑入ではコミュニティ助成金、災害対策費用保険金等の説明。

主な所管事業の概要では、行政係では社会保障・税番号制度システム整備事業、指定統計調査受託事業、人権啓発活動事業、弁護委託事業。

選挙管理委員会では、令和3年2月14日執行の高鍋町長選挙に要する経費などの説明を受け、質疑に入り、委員より交通安全対策において、自治公民館により要望が出されているが、それについての対応はどうしているのかの質疑に、要望箇所の現地調査を行った上で、カーブミラー、防犯灯の設置を行い、場所によってはつけられない場所もあるため、そのときは公民館長と話し合い、御理解していただくよう申し上げているとの答弁。

委員より、防災機材で屋内型テント40張り購入あるが、まだまだ足りないのではないのかの質疑に、年次的に購入していくとの答弁でした。

上下水道課です。

成果報告では、合併処理浄化槽設置整備事業について、下水道事業認可区域外の地域における、合併処理浄化槽の設置者に対し、工事の一部補助をするもので、令和2年度は5人槽29基、7人槽7基、10人槽2基の計38基で、この事業に取り組むことで、生活環境の改善、公共用水域の保全が図られるとの報告を受け、あと歳入歳出の説明を受け質疑に入りました。

委員より、宮崎県合併浄化槽普及促進協議会負担金とあるが、具体的な内容はどの質疑に、県内26市町村が会員で宮崎市が事務局を行い、県や国への合併処理促進の要望活動や合併浄化槽設置の予算の枠取り、またラジオ等で啓発活動を行っているとの答弁でした。

次に、健康保険課です。

成果の主なもの、緊急通報装置貸与ですが、常時見守りが必要な高齢者や日常生活に不安のある高齢者の方の精神的不安の解消ができた。敬老祝い金支給事業ですが、支給対象者に長年の功績と長寿をお祝いすることで、敬意を表すことで高齢者の生きがいづくりに資することができた。

高齢者クラブ等補助事業ですが、町内高齢者クラブと高齢者クラブ連合会に補助金を交付することで、その活動の支援、明るい長寿社会の実現と、保健福祉の向上を図ることができた。

老人保護措置事業ですが、65歳以上で養護老人ホームへの入所を希望される在宅での生活が困難な方で、収入も少なく、経済的に困窮している方を入所判定委員会の決定に基づき、入所措置し安心して生活できる環境を整えることができた。

救急医療施設等運営事業で、在宅当番医制事業負担金や宮崎市夜間急病センター運営負担金、西都児湯医療センター運営負担金、宮崎県救急・災害医療行政連絡協議会負担金、宮崎大学医学部小児科寄附講座運営支援負担金を負担することで、急病・救急医療体制を整え、一次、二次の医療を確保することができた。

そのほか、予防接種事業、健康促進事業、乳幼児健康診査事業、健康づくりセンター管

理運営等、多岐にわたる詳細説明を受け質疑に入り、委員より、幼児フッ素塗布、遊びの教室、言葉の教室についての成果はどうかの質疑に、幼児フッ化物塗布事業については、虫歯予防を目的としたフッ化物塗布を定期的に受けることができる体制を構築するとともに、治療目的ではなく予防的に歯科受診するきっかけとなっている。

また、遊びの教室については、未就園児の集団遊びの輪を定期的に設けることにより、園児の発達支援、保護者の育児不安解消につながった。

言葉の教室については、子どもの言葉発達に遅れを感じている保護者に対し、専門職が相談に応じることにより、言語発達を促すとともに、保護者の支援につながっている。令和2年度からは訓練が必要な年長児を対象に、保育園や幼稚園などを巡回し、言語訓練を行った。学校での指導経験が豊富な講師が担当し、約8割に発音の改善が見られたとの答弁。

次に、福祉課です。

決算説明資料の特徴的な事業について説明がありました。

まず、地域福祉系の事業について説明があり、令和2年度は児湯5町1村の行政主管課長及び社会福祉協議会事務局長などで構成する検討委員会を立ち上げ、各町村の負担金を財源として、高鍋町社会福祉協議会に専門職1名を配置し、中核機関の令和3年度開設に向けた準備室を設置し、令和3年4月1日にこゆ成年後見支援センターを、高鍋町社会福祉協議会事務所内に開設することに至った。今後、成年後見制度のニーズは高まっていくと思われる。こゆ成年後見支援センターを高鍋町社会福祉協議会事務所内に開設することに至った。今後、成年後見制度のニーズはますます高まっていくと思われる。こゆ成年後見支援センターを中心に行政、社協、各種専門団体と家庭裁判所などの関係機関が連携し、成年後見人制度の普及啓発と利用促進を図っていく。

次に、老人福祉館費、新型コロナウイルス感染症対策費の委託料と工事請負費で、老人福祉館の大会議室の空調設備が使用不能となったため、改修を行ったもので、全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金10分の10を利用し、空調設備の更新に加えて、感染症対策を強化するため、熱交換を行いながら、換気ができる高機能換気設備を設置したとの説明。

次に、障害福祉系の事業では、障害福祉費扶助費が、前年度と比較すると約3.8%の増加となっている。障害福祉サービスの財政負担割合は、ほとんど国2分の1、県4分の1、町4分の1ですが、重度障害者医療費については、県と町がそれぞれ2分の1となっている。今後も障害福祉費の扶助費は増加が見込まれるが、障がいを持っている方に必要な福祉サービスを提供できるよう、より充実した相談支援体制、対応の強化に努めるとの説明。

次に、子ども支援系の事業については、令和元年10月からスタートした幼児教育・保育の無償化についての説明がありました。歳入では保育料の決算額は、私立、公立合わせて約3,500万円。無償化前の平成30年度の約1億1,800万円と比較すると約

8,300万円の減収。この減収した保育料の補填財源として、児童措置負担金、私立分の国・県負担金の令和2年度決算額は、国、県合わせて約5億6,400万円で、無償化前の平成30年度の4億8,600万円と比較すると、約7,800万円の増収となっているとの説明。

次に、わかば保育園事業についてです。

町立わかば保育園の園舎については、昭和46年に建設され、49年が経過しており、老朽化が進んでいること。現在の安全衛生基準に則していない部分があることから、増築を含めた大規模改修の工事を行うため、令和元年度から事業を進めている。令和2年度のわかば保育園改修実施設計業務委託の契約金は925万円で、令和2年度中の出来形部分が539万4,000円、財源は全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用との説明を受け質疑に入り、委員より、保育所等感染症対策がありますが、児童に対してどのような指導を行ってきたのかとの質疑に、保育所等の児童はまだ幼く、マスクの着用がなかなかできないため、石けんによる手洗い、手指消毒の実践習慣を進めている。また、感染症対策を題材にした紙芝居等の教材活用などにより、感染予防の大切さの意識づけに努めているとの答弁でした。

次に、社会教育課です。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により施設の休館、施設を利用する際の人数や内容等の制限、各種行事、大会、総会、研修会、講座等の開催中止など、年度を通じて所轄事業は大きく影響を受けました。

歳入として、特徴的なものは、国からの補助金である教育費国庫補助金は、文化財保護費補助金と保健体育費補助金がある。文化財保護費補助金は高鍋神楽の記録作成事業及び約30年前に、総合体育館を建設した際の大戸ノ口第2遺跡の遺物の再整理、展示事業に対する文化庁からの補助金。

保健体育費補助金は総合体育館改修工事に係る防衛補助金。県からの補助金である教育費県補助金は、社会教育費補助金と文化財保護費補助金である。社会教育費補助金は高鍋湿原の保全作業等及び資料館、美術館のトイレユニバーサル化に伴う改修費に充当した。

文化財保護費補助金は、国指定史跡持田古墳群雑草刈り清掃、古墳標柱設置及び神楽調査に対する補助。

教育寄附金は、正幸会より古文書修復事業等へ、個人より図書購入の財源に充ててほしいとの説明。歳出では、老人福祉センター費、社会教育総務費、公民館費、図書館費、歴史総合資料館費、生涯学習推進費、家老屋敷費、美術館費、保健体育総務費、体育施設費について詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、新型コロナウイルス発生後の体育館閉鎖については、資料をいただいていたが、公民館の講座はどのように実施されたのかとの質疑に、開館する際に、教室ごとのリスク評価を基に、従来使用してきた部屋を大きい部屋に変更したり、教室の内容によっては、休講をお願いしたりすることもあったとの答弁。

委員より、図書購入に充ててほしいと寄附があったようだが、すぐに利用し、寄附者に

対して報告はしたのかとの質疑に、歳出の備品購入に充てて、すぐ図書を購入させていた
だき、寄附者の方へは図書のリストとお礼と一緒に送っているとの答弁。

委員より明倫堂貴重資料について、電子化の進捗はどのくらいかの質疑に、明倫堂貴重
資料において、1万9,251冊あり、約58%が電子化されているとの答弁でした。

次は、教育総務課です。

歳入として特徴的なものは、教育費国庫補助金の小学校費補助金で、内容は特別支援教
育就学奨励費に対する補助金となっており、補助率は2分の1。

次に、中学校費補助金ですが、内容は特別支援教育就学奨励費補助金と東中のトイレ改
修工事に対する学校施設環境改善交付金。

次に、学校情報通信技術環境整備事業補助金、この補助金はGIGAスクール関連事業
に関する補助金、2つの事業に分かれており、1つは校内LANやタブレット充電保管庫
などの校内通信ネットワーク整備を行う事業に対する補助金として歳入しており、補助率
は2分の1。もう一つが、児童生徒用のタブレット整備事業に対する補助金として歳入。
これからは1台当たりの補助額が4万5,000円となっておりますが、全児童生徒数の
3分の2が補助の対象となっており、ちなみにタブレット1台当たりの購入費用は5万
2,140円で、なおGIGAスクール関連の支出総額は約1億4,700万円であった。

次に、学校保健特別対策事業費補助金ですが、コロナウイルス感染症の集団感染のリス
クを避けるために必要となる保健衛生用品等や、教室における3密対策を取りながら、授
業を実施していくために必要になる消耗品を整備するための補助金で、補助率は2分の1。

次に、利子及び配当金の国際交流基金の一部を定期預金として運用していた預金利子で、
歳出予算として基金へ積立てを行っており、年度末時点での基金残高は約4,800万円
です。

歳出では、特徴的なものは教育振興費で、決算額は約1億4,500万円です。教育総
務課が実施する事業に要する経費を支出しております。前年度から約1億616万円の増
となっております。増額となった主な要因は、会計年度任用職員制度導入の影響、社会科
副読本印刷、GIGAスクールに伴う校内通信ネットワーク整備事業と、児童生徒用タブ
レットPC購入整備事業、校務支援システム共同調達構築負担金などで、例年同様非常勤
講師の配置、適応指導教室の運営、ALT派遣事業、教育研究所の運営などの学校支援の
人材を活用した事業にも取り組んでおり、特に、新たに配置したSSWは、不登校対策以
外にも、家庭環境に問題を抱える児童生徒、保護者の支援及び教職員の負担軽減に大きな
成果を上げている。

次に、校内通信ネットワーク整備事業委託として、4,714万6,000円を支出して
おり、事業内容は校内LAN及びタブレット充電保管庫の整備で、備品購入費のところの
パソコン購入費用が5,013万円です。

次に、小学校費学校管理費の新型コロナウイルス感染症対策費、約700万円ですが、
学校保健特別対策事業補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活

用して、アルコール等消耗品の購入、換気扇、水道蛇口交換等の営繕費、非接触型体温計、送風機等の備品購入整備を行っている。

次に、小学校費教育振興費の負担金補助及び交付金のところの遠距離通学費補助金106万4,800円です。西小の対象児童数は47人であり、前年度から8人増えております。

次に、中学校費学校管理費の西中学校分で、決算額は前年度比約561万円の増となっておりますが、増額要因は会計年度任用職員制度導入に伴う人件費の増額と、令和3年度に計画しているトイレ改修工事及び浄化槽改修工事の実施設計業務委託を行ったことによるもので、浄化槽改修工事实施設計委託料170万5,000円。トイレ改修工事請負費2,500万円は令和3年度へ繰り越している。

次に、中学校学校管理費における、新型コロナウイルス感染症対策で、小学校と同様に、学校保健特別対策事業補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、新型コロナウイルス感染症対策を実施し、アルコール等の消耗品購入、教室コンセント増設の営繕、非接触放射型体温計、加湿空気清浄機、※サーキュレーターなどの備品購入を行ったとの説明があり、質疑に入り、委員より、スクールソーシャルワーカーの対応事案は何件かの質疑に、スクールソーシャルワーカーが対応した児童生徒数は25名で、内訳は小学生11名、中学生14名、訪問活動回数については、学校訪問が126回、家庭訪問が107回、適応指導教室訪問が50回でした。ケース会議の参加回数は156回となっているとの答弁。

委員より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、先生や生徒の精神的ケアはどうしてきたのかの質疑に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、児童生徒、教職員、そして保護者も不安を抱えております。教育総務課としては、町の実態に合わせた高鍋町立学校における、新型コロナウイルス感染症対策チェックリストを作成し、現在、各学校で対応しております。

そのチェックリストの中で、学級担任や養護教諭などを中心とした、きめ細かな健康観察や健康相談の実施等により、児童生徒等の状況を的確に把握するとともに、場合によっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による支援を行うことや、教職員が休暇を取りやすい職場環境とするために、業務の内容や進捗等の情報共有等を行いながら、教職員が出勤できなくなった場合の対応の工夫等を行うこと等を盛り込むなどして、感染対策と併せまして、児童生徒、教職員の精神的なケアにも取り組んでおります。

また、児童生徒及び保護者に対しましては、感染等の不安がある場合には、欠席しても構わないこと。その場合は欠席とはせず、出席停止扱いにすることとしております。さらに、それらの理由は児童生徒が、学校を休んだ場合につきましては、学校が保護者と連絡を取り合うとともに、登校後に学力の補充等を確実に行うようにしておりますとの答弁でした。

次に、会計課です。

※後段に訂正あり

歳入については、県収入証紙売りさばき手数料で、決算額10万3,290円、前年比と比べて14.4%の減、歳出については、需用費、決算額は9万7,498円、前年比と比べて49%の減。役務費、決算額305万8,946円、前年比と比べて4.1%の減との説明。質疑に入り質疑はありませんでした。

次、議会事務局、監査です。歳入はなく、議会費の決算額6,629万7,613円、前年度比と比べ、363万3,868円の減。主な要因は新型コロナウイルス感染拡大により、各種行事が中止となったため。旅費の費用弁償は定例会に伴うもの、負担金補助金及び交付金は県町村議長会ほか6件に係る負担金。また新型コロナウイルス感染症対策として、議場にアクリル板を設置。

次に、監査委員会費ですが、決算額171万9,054円で、昨年と比較して9万4,853円の減、要因としては新型コロナウイルス感染症の影響で、監査委員の全国研修会がオンラインとなったためですが、報償費については、住民監査請求に伴う弁護士相談謝礼が増加したとの説明があり、質疑に入りました。

委員より、議会関係で新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、行事予定が中止となった件数はの質疑に、39件ほど中止となったとの答弁でした。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

一般会計及び特別会計等決算並びに特別会計予算審査特別委員会に付託された議案について報告いたします。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午前10時55分休憩

.....

午前10時56分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。委員長、後藤正弘議員。

○一般会計及び特別会計等決算並びに特別会計予算審査特別委員会委員長（後藤 正弘君） 訂正いたします。

先ほど教育総務課においてサーキュレーターなどの備品購入を行ったという点であります。サーキュレーターの数が少なく、扇風機も同時購入されたということの説明でした。以上です。

○議長（緒方 直樹） 以上で委員長報告を終わります。

質疑については、議長を除く全議員構成の特別委員会でありますので、省略いたします。これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 認定第1号令和2年度高鍋町一般会計歳入歳出決算については、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

反対の理由は、教育委員会の商工会館入居問題もありますが、そのほかに総務費委託料

の弁護士委託料9万2,850円は、国家賠償法により高鍋町が裁判に訴えられているものです。

この裁判は、高鍋町議会の広報委員5名、八代議員、田中議員、古川議員、日高議員、杉尾議員が令和元年6月議会で、原告松岡が行った一般質問の議会広報紙、議会だよりの原稿内容を勝手に書き換えたため裁判になったものです。

その内容は、町長が代表取締役を務める黒木本店が企業立地奨励条例の優遇措置において、固定資産税課税免除措置、概算で640万円の課税免除を受けるという事実と、ほか誘致企業の5社が企業立地補助金と雇用奨励金を受ける金額が記載されていました。しかし、広報委員5名は、この金額を高鍋町民に知らせるべきではない、町民は有識者ばかりではない、企業に苦情の電話が入り迷惑をかける、黒木本店の焼酎が売れなくなったら誰が責任を取るのかなどの発言を行い、（発言する者あり）企業立地奨励条例の企業立地審議会で審査決定された金額にもかかわらず、不正確で不確定な金額のため、町民に誤解を招くとの理由で、町民が分からないよう議会だよりに6社全ての企業名を匿名で掲載したものです。

そのため、原告松岡は町議会議員の権利である憲法21条の表現の自由、町民の知る権利を侵害され……。

○議長（緒方 直樹） 松岡議員、ちょっと止めてもらっていいですか。

暫時休憩いたします。

午前10時59分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（緒方 直樹） それでは再開します。

松岡議員のほうは、私が暫時休憩と言ったところから読み上げるようお願いいたします。

○5番（松岡 信博君） 企業立地奨励条例の企業立地審議会で審査決定された金額にもかかわらず、不正確で不確定な金額のため、町民に誤解を招くとの理由で、町民が分からないよう、議会だよりに6社全ての企業名を匿名で掲載したものです。

そのため、原告松岡は町議会議員の権利である憲法21条の表現の自由、町民の知る権利を侵害されたとして、現在は最高裁判所に上告し、審理審査されています。

しかし、幾ら国家賠償法とはいえ、広報委員5名が行った匿名行為の正当性を証明する裁判費用であれば、高鍋町の予算ではなく、議員個人の費用で賄うべきと考えます。町民を代表する町議会議員が、町民に対して補助金支出の事実を隠蔽するような行為の弁護士費用を、町民の大事な税金で支出することについては賛成することができません。

また、最高裁判所の判決で広報委員5名の重大な過失が認められた場合には、国家賠償法2条の求償権をもって、裁判にかかった費用の全てを高鍋町は広報委員5名に請求すべきと考えます。

よって、認定第1号令和2年度高鍋町一般会計歳入歳出決算については反対といたします。

○議長（緒方 直樹） ここで暫時休憩いたします。

午前11時07分休憩

午前11時30分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

それでは、次に、決算に賛成者の発言を許します。1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 賛成の立場で討論させていただきます。

まず、先ほどの反対討論の最中に、発言者の発言中に私のちょっと雑言で申し訳なかったんですけども、議事の進行をちょっと妨げたようなところがありました。大変申し訳なかったと思います。

ただ、余りにもその発言が理不尽な内容だったものですから、つい私も興奮してしましまして、ヤジみたいなのをやっちゃいました。おわび申し上げます。

先ほどの反対討論の中で、その発言の中で、この案件に関しましては正直1審、2審とも棄却をされております。ただ、まだ、よりもよってまた上告されて最高裁のほうですけども、ですから、この裁判の案件に関して今この場でどうだこうだということを私自身も述べるつもりはございませんが、ただ、被告自体は町として出されているものであって、それについての裁判費用というのは当然町が出されるべきものであることについては、これは否めないものだと思っています。ですから、そのことに関して決算上に上がっているということは当然認定されるべきだというふうに思っております。

それと、反対討論の中に、個人名を挙げてそれぞれ批判されたということについては、非常に心外に思いますし、ほかの議員についてもそういうふうみんな思っていると思いますので、そのことに関しては後々、我々もまたいろんな手続なり何なり取っていききたいなという気はしております。

そういう面で、先ほど申し上げましたように、この案件については賛成として意見を述べさせてもらいます。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 認定第1号令和2年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論を行います。

その理由は、使ったものだから、決算であり、使ったものだから認定することに問題はないと考えていたくないからです。

一般会計は、個人の家庭の家計になります。家計簿をつけ、収入に対しての費用はどのくらいがいいのか、子どもの学費、家のローン、医療費、介護などの費用を貯金しなければなどと課題を抱えながら、お金の使い方を検証します。

高鍋町の一般会計について、まず職員の給与はきちんと確保できるのか、独り親や収入

が低い世帯への憲法25条を守る対応策はできてきたのか、教育環境は十分整っているのか、コロナ禍にあり、飲食業だけでなく地域の商店街は守ってこれたのか、近年のゲリラ豪雨や災害に対しての備えは十分かなどと考えたら切りがありません。

議員の仕事は、町長はしっかりと仕事ができってきたのかチェックするところです。そのためには、決算書をたった3日間で読み解き、審査する体制をつくる必要があるのです。町長の能力を持ってすれば、このくらいの事務は簡単なのかもしれません、私には大変な作業です。おまけに、議員として高鍋町に予算がなければ国や県へ要望して負担の軽減を図るべく、交渉やレクチャーなどをお願いして、住民が安心して暮らせ、安全を保障できる環境をつくる努力を怠りなくしていかなければなりません。是は是、否は否として判断をしなければならない立場です。これぐらいは許容範囲なのかの判断も短い時間でしなければなりません。後でこれは認定すべきではなかった、反対すべきだったと思っても、後の祭りなんです。

経常収支比率などは町長の許容範囲と主張されているかもしれませんが、私は一介の主婦です。明日の費用を保管すべき貯金、いわゆる財政調整基金、私は2割は必要と考えております。

国は示唆しました。老後必要なお金は1人2,000万円必要だと。高鍋町民の何割が準備できているのでしょうか。我が家の収入のおおよそ3年分、2人世帯ですので6年間飲まず食わずで貯めても、税金などを差し引けばおおよそ8年は必要です。その前に当然餓死をしますが。実態はこんなものです。

決算で見られることは、高鍋町の財政は今すぐではないが、大変逼迫していると言わざるを得ません。そのうち会計年度任用職員の採用ストップなどという事態も目の前に来ています。時の実感を職員も議員もすべきだと考えます。

まだまだ言い足りませんが、コロナ禍にありますので、この辺でとどめておきたいと思います。

私は、最後に監査委員の決算意見に対して拍手を送りたいと思います。一步踏み込んだ意見だったと判断しました。

令和2年度はコロナに翻弄された1年でしたが、幸いなことに大きな災害がありませんでした。コンパクトな町だからこそ、いいときもあれば悪いときには一気に押し寄せてきます。コロナに関しては、ワクチン接種が功を奏しているようですが、油断せず、賢明な判断を町民の皆さんにお願いして、反対の討論といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、認定第1号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（緒方 直樹） 起立多数と認めます。したがって、認定第1号令和2年度高鍋町一般会計歳入歳出決算については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第2. 議案第55号

日程第3. 認定第2号

日程第4. 認定第3号

日程第5. 認定第4号

日程第6. 認定第5号

日程第7. 認定第6号

日程第8. 認定第7号

日程第9. 認定第8号

日程第10. 認定第9号

日程第11. 認定第10号

○議長（緒方 直樹） 日程第2、議案第55号令和2年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから、日程第11、認定第10号令和2年度高鍋町水道事業会計決算についてまで、以上10件を議題といたします。

本10件は、一般会計及び特別会計等決算並びに特別会計予算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、後藤正弘議員。

○一般会計及び特別会計等決算並びに特別会計予算審査特別委員会委員長（後藤 正弘君）
令和3年第3回定例会において、一般会計及び特別会計等決算並びに特別会計予算審査特別委員会に付託されました議案は、議案第55号、認定第2号から第10号の計10件であります。

一般会計及び特別会計等決算並びに特別会計予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日程は、9月9日から16日の6日間。審査は第1会議室にて議長を除く13名の委員出席及び9日のみ1名の欠席の下に、執行当局に關係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重審議を行いました。

なお、成果報告書及び説明資料等で詳細説明を受け、委員より質疑が数多くありましたが、その一部を報告することとし、その旨、御了承、御理解をお願いいたします。

初めに、議案第55号です。令和2年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。これは、地方公営企業法の規定により、未処分利益剰余金全額を建設改良積立金へ積み立てるものとの説明があり、質疑に入り、質疑はなく、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、認定第2号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてであり

ます。

担当課より決算状況についての詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、歳入で交通事故などで保険を使い、第三者行為として歳入があるが、この場合、自動車保険を使った場合と国保を使った場合の診療点数はどのような違いがあるのかの質疑に、交通事故等の第三者行為によるけがをしたときの治療費は、本来加害者が負担するのが原則です。その場合、加害者が加入している損害保険等から負担しますが、加害者が良心的でない場合や、支払い能力がない場合もあります。このようなことから、国民健康保険があらかじめ立替え、その後保険者が加害者へ請求を行うことができます。それが第三者行為の歳入であります。加害者もしくは損害保険が支払う金額は同じですが、最初から自賠責を使う場合は保険点数掛ける1.2倍となりますので、保険会社としても保険証を使つての診療を促しているのが現状との答弁。

委員より、会計年度職員の仕事内容はどのようなものかの質疑に、国保係には5人の会計年度任用職員がおり、健診や保健指導が主な業務の保健師1名、看護師1名、管理栄養士1名、レセプト点検業務の医療事務資格の1名、窓口業務補助の1名との答弁。

委員より、説明資料資格マスタの整備負担金とはどういう内容か、また2項目あるが、それぞれ違う目的なのかの質疑に、資格マスタ整備負担金89万7,442円は、市町村事務処理標準システムの導入に当たり、現在国保連合会にある資格マスタではシステムに対応していないため、整備改修する負担金であり、各市町村の被保険者で案分して算出されている負担金であります。また、この財源については県の2号繰入金であり、もう1つは国保情報集約システム負担金で、50万9,853円もありまして、連合会と保険者をつなぐ情報集約システムに係る経費を被保険者数による案分で算出との答弁。

委員より、レセプト審査することにより、どのような成果があったのかの質疑に、平成30年度より広域化となったが、レセプト点検においてはこれまで同様、連合会、高鍋町において二重点検を行っております。点検内容は、資格点検、内容点検とあり、医療費の適正化には重要な業務であり、医療機関においての返戻件数は年々減ってきているとの状況の答弁でした。

委員より、昨年はコロナ禍にあっても工夫として特定健診されたが、町民の反応はどうかの質疑に、昨年の特定健診における集団健診では、新型コロナウイルス感染症の影響による中止や延期がありましたが、実施の際は時間や人数を区切つての実施により、混雑することがなく、健診に係る時間が大幅に短縮され、被保険者の評価も好評でしたとの答弁。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてです。

担当課より決算状況についての詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、疾病の特徴的な傾向は何かとの質疑に、疾病の特徴的な傾向ですが、糖尿病や脂質異常、高血圧であります。また、ここ数年は後期高齢者における新規の透析患者が増加しています。障がい認

定における65歳以上の後期高齢者対象者が増えているのも原因ではないかと考えます。また、保健指導の主なものは、医療機関への受診奨励や食事指導が主な内容であります。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号令和2年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

担当課より決算状況についての詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、公営企業会計適用債があるが、どのような会計となるのかとの質疑に、下水道事業を公営企業へ移行するために必要な事業費に対してつくられた企業債との答弁。

委員より、固定資産調査等の業務委託はなぜ必要なのかの質疑に、下水道事業を企業会計に移行する際に、現在の下水道事業の全ての資産を数値化し、管理する必要があるためとの答弁。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号令和2年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算についてであります。

担当課より決算状況について説明を受け、質疑に入り、委員より、1回の審査に係る時間はどのくらいでしたかの質疑に、1回の審査会に係る時間は審査件数にもよるとは思います。60分ほど、案件といたしましては約20件ほど審査しているとの答弁。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号令和2年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

担当課より決算状況についての詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、会計年度任用職員の仕事内容は何かの質疑に、介護・高齢者福祉係には7人の会計年度任用職員がおり、要介護度の認定調査をしております。介護認定調査員4名、認定審査会の窓口業務補助1名、生活支援コーディネーター1名、介護・高齢者福祉係の窓口業務補助1名でございます。

介護保険特別会計においては、主に一般的な転入、転出、死亡等の異動等がありました場合や、介護保険がありました場合に、包括支援センターへつなげるなどの窓口対応、毎月の介護保険料の変更通知や介護サービス費の支給通知の発送準備、介護認定審査会の提出書類の確認をしておりますとの答弁でした。

委員より、介護予防関係ですが、予防することでどのくらいの方が重症化せずに済んだのかの質疑に、生き生き100歳体操教室や元気アップ教室など、一般介護予防事業として取り組んでいるとのことで、県の介護認定率が16.2%、町の認定率は14%と低い数値を維持できていると考えておりますとの答弁。

委員より、認知症の方を抱えている家族への支援体制はどのようになってきたのかの質疑に、認知症介護者の集いや、オレンジカフェの開催等で理解を深められる場所づくりを行っており、地域で気になる方について、集いの会員の方へ相談があるなど、介護者の集いのさまざまな活動が認知されてきたと感じております。また、令和2年度までは初期集

中支援チームを3町、高鍋、新富、木城で取り組んでおりましたが、今年度より町単独で設置した体制を強化しております。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号令和2年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

担当課より決算状況について詳細説明を受け、質疑に入り、質疑はなく、討論なし、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号令和2年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算についてであります。

担当課より決算状況についての詳細説明を受け、質疑に入り、質疑はなく、討論なし、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号令和2年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

担当課より決算状況についての詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、売払収入額を教えてくださいとの質疑に、平成30年不動産売払収入額は17億9,516万5,000円で、内訳は土地が16億6,556万5,000円、建物が1億2,960万円との答弁。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成多数で認定すべきものと決しました。

最後に、認定第10号令和2年度高鍋町水道事業会計決算についてであります。

令和2年度の業務と内容と経営の状況についての詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、給水件数増の要因はとの質疑に、アパートが数軒建ったことが一番の要因だと考えるとの答弁。

委員より、休業要請に伴う減免分が少ないように感じるとの質疑に、休業要請に伴う減免分は140件の21万5,600円でした。説明資料にあります減免補償分につきましては、給水区域外の中尾・市の山からの申請分との答弁。

委員より、それぞれの浄水場の水質濁度についてはの質疑に、老瀬浄水場につきましては伏流水でもありますので、大雨のときは濁度が増えますので、薬品により対応しております。竹鳩浄水場については40メートルほどの井戸ですので、天候には左右されず、安定しておりますとの答弁。

委員より、蚊口国有林の賃借料は何平米借りているのかの質疑に、専用面積については51平米でございますとの答弁でした。

質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で認定すべきものと決しました。

以上で、一般会計及び特別会計等決算並びに特別会計予算審査特別委員会に付託されました議案第55号、認定第2号から第10号の10件について御報告いたします。

○議長（緒方 直樹） 以上で、委員長報告を終わります。

質疑については、議長を除く全議員構成の特別委員会でありますので、省略いたします。これから討論を行います。

まず、議案第55号令和2年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第55号水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、賛成の立場で討論を行います。

水道事業について懸念されることは、配水管の突発的事故及び年数経過による劣化のために漏水などが起きることです。そのためには、しっかりと準備をしながら、次の布設替えなどの計画及び原水確保に対応すべきだと思います。

そのためには、少ない金額であっても、基金を増額しながら次に備えるために必要だと判断しましたので、賛成といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから議案第55号を起立によって採決します。本案に対する委員長長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第55号令和2年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、認定第2号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、決算に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 認定第2号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論を行います。

担当課は基金をきちんと管理し、長期計画を立て、保険者の保険税が乱高下しないようにしてきました。また、コロナ禍にあり、密を避けての特定検診を実施するなど、町民の健康づくりに最善の策を仕掛けてきたことは賞賛に値します。町民の命と暮らしを下支えすべく、工夫を凝らしてきたことは高く評価できます。コロナ禍にあり、どのような治療者が病院に行けなかったのか、診療報酬について再確認をお願いしたいと思います。地道な仕事が一気に花開くことはありませんが、その結果は自明の理です。ワクチン接種があり、容易ではない仕事ですが、引き続き健康管理に配慮していただくことをお願いして、賛成の討論といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから認定第2号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、認定第2号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。（発言する者あり）

それでは、認定第10号まで終わらせたいと思っておりますが、皆様よろしいでしょうか。

それでは、続けていきます。

次に、認定第3号令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第3号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、認定第3号令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号令和2年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、決算に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 認定第4号令和2年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論を行います。

平成8年から供用開始された下水道ですが、当初は上下水道課ではなかったものの、財政も現在では上下水道課が受け持っています。小丸川、宮田川と囲まれたデルタとも言える地形の中、家庭雑排水は頭の痛い問題でした。密集した町、道路は狭く、地形的には水と砂利に配水管設置には困難を来しました。開削工事ではなく、一部分は水深工法で莫大

なお金をつぎ込んだの工事でした。

また、近年浄化センターについては長寿命化計画により何度か維持管理を行っている状況です。

下水道については、長年の課題でありました農村集落排水事業などと合わせての当初の計画でした。しかし、厚生労働省は合併浄化槽設置についても強力に推し進め、併せて水環境整備を進めてまいりました。

また、国は水道事業と同じく、企業会計への変更を推進し、現在取り組んでいるところですが、国に対して私は言いたい。利用者の負担を当初から採算ベースでというのなら、下水道設置のとき、きちんと明確に示唆すべきでした。今になって企業会計へと言われて、利益を追求されるのなら、それは無理な話です。多額の負債、いわゆる借金を抱えている状況では、一般会計からの2億円強の資金繰り入れは必ず起きるからです。また、これから年数経過による更新事業は必ずどこかで発生します。それらも視野に入れながら、どうすれば住民負担、いわゆる負荷をかけずに運営することができるのか、これからの課題であると考えます。

なぜこのような討論を行うかというのは、私は31年間の議員経験から、これから出てくるであろう新しい議員の皆さんに、しっかりと学び、財産にさせていただきたいからです。これから人口減少とともに、住民の負担増は間違いなく来ることを予想して、これからのまちづくり、下水道運営をどうすべきか、しっかりと考えていただくことをお願いして、賛成の討論といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、認定第4号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり、認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、認定第4号令和2年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号令和2年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について、討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第5号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、認定第5号令和2年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号令和2年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、決算に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 認定第6号令和2年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論を行います。

この認定についても、基金の活用を図りながら、保険料を抑えながら対応されていることを評価したいと思います。

誰でも歳を取ります。老後をいかに健康で生きられるかが誰しもの願いだと思います。コロナ禍にあり、室内で行う生き生き100歳体操などはできなくなり、体操だけでなく、つながりが切れかかっています。1日油断すると、一気に転がるように大体力や行動に不安が出てきます。つながりを切らず、公民館活動でできる新たな仕掛けをしていただくようお願いをして、賛成の討論といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、認定第6号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、認定第6号令和2年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号令和2年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第7号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、認定第7号令和2年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号令和2年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について、討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第8号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、認定第8号令和2年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号令和2年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について、討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 認定第9号令和2年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論を行います。

借金を返済するだけの案件になぜ反対なのかと思われると思います。キャノンだけのために借金して整備し、それを今現在返済するということについて、いま一度考えてほしいからです。

町長は、2番議員の質問の答弁の中で、水道料などと含んで2億円の収入があると言われました。しかし、それは詭弁です。収入があれば自主財源となります。あとは計算すれば、実質収入額は計算できるはずですが、キャノンのために道路を整備し、不必要なお金を投資しました。その返済をこの中で全てしているわけではありません。工業用地整備のみです。借金返済のための支出を一般会計からしなければならぬことに賛成できるはずは

ありません。

○議長（緒方 直樹） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、認定第9号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立多数と認めます。したがって認定第9号令和2年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第10号令和2年度高鍋町水道事業会計決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、決算に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 認定第10号令和2年度高鍋町水道事業会計決算について、賛成の立場で討論を行います。

漏水を改善し、有収率も上がり、スムーズな水道運営に頑張っていることは評価できます。また、管整備に関しても年次的に行いながら、安心して飲める水を町民へ提供されていることに感謝の気持ちでいっぱいです。

ほかの自治体では、企業会計処理ができず、ほかへの委託をしている自治体もあると聞いております。職員の頑張りでできていることに感謝して、賛成の討論といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、認定第10号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、認定第10号令和2年度高鍋町水道事業会計決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をしたいと思います。

午後0時10分休憩

.....
午後1時20分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

日程第 1 2. 議案第 5 6 号

日程第 1 3. 議案第 5 7 号

日程第 1 4. 議案第 5 8 号

日程第 1 5. 議案第 5 9 号

○議長（緒方 直樹） 日程第 1 2、議案第 5 6 号高鍋町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてから、日程第 1 5、議案第 5 9 号令和 3 年度高鍋町一般会計補正予算（第 8 号）まで、以上 4 件を議題といたします。

本 4 件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、杉尾浩一議員。

○総務厚生常任委員会委員長（杉尾 浩一君） 報告いたします。

令和 3 年第 3 回定例会において、総務厚生常任委員会に付託されました案件は、議案第 5 6 号高鍋町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、議案第 5 8 号高鍋町交通指導員設置条例の制定について、議案第 5 9 号令和 3 年度高鍋町一般会計補正予算（第 8 号）の 3 件です。

令和 3 年 9 月 1 7 日、第 3 会議室にて、委員全員出席（午後より 1 名欠席）、担当課、要点筆記の事務局職員の出席の下、資料に基づき説明を受け審査を行い、令和 3 年 9 月 2 1 日にまとめを行った結果を報告します。また、この報告は委員会審査の内容の抜粋となることを御了承ください。

まず、議案第 5 6 号高鍋町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてです。

この一部改正は、令和 2 年 7 月に総務省から発出された地方公共団体における書面、押印、対面規制の見直しについて、積極的に取り組むことが望まれていることから、新たに本町職員となった者の宣誓書への押印を不要とすることの所要の改正を行うもので、改正後は、事前に署名した宣誓書を任命権者等に提出することとなると説明がありました。

委員より、新たに職員となった者が、地方公務員法におけるサービスの規定や公務員としての自覚等の教育的なものを宣誓することで認識するのではないか等の質疑に、日本国憲法の尊重や全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を遂行するというを固く誓うというのがこの宣誓であるが、日々の職務の中でそれを醸成していくなどの答弁がありました。

まとめに入り、討論を求め、地方公務員法の内容を簡略化することに賛成だが、地方公務員法第 3 0 条を忘れずに、全体の奉仕者としてその任を果たしていただきたいと賛成の討論があり、他に討論はなく、採決に移り、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 5 8 号高鍋町交通指導員設置条例の制定について。

本町の交通指導員の身分は、令和元年度までは非常勤特別職としておりましたが、地方

自治体における臨時・非常勤職員の任用要件を厳格化し、新たに会計年度任用職員制度を新設するとして地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、令和2年4月1日から施行されたことから、令和2年度から本町の交通指導員の身分を会計年度任用職員へ移行したが、週の勤務時間を定める必要や支給額の計算が時間単位、人事評価を実施する必要があるなど、交通指導員にそぐわないようになる内容となること、長い方では30年以上にわたり活動していただいている現状や、職務を熱心に活動されている交通指導員の皆様が、これまでの身分、非常勤特別職に近い形で活動を強く希望されていることなどから考慮し、身分を有償ボランティアに移行するものとの説明がありました。

委員より、交通指導はどれぐらいの日数を行っているのかの質疑に、毎月ゼロの付く日、10、20、30日の月3日間、土日の関係で平均すると12日、春と秋の交通安全週間の期間中は毎日、毎月20日は夜間自転車等の無灯火の指導、また、盆、年末年始の繁華街の指導などを含め、年間で60日から70日ほどの活動をしていただいているということです。

また、時間給1,119円、年額6万8,000円の報酬から、年額7万8,000円の謝礼に変更するとの答弁がありました。

まとめに入り、討論を求め、有償ボランティアには賛成です。高鍋町内のほかのボランティアにも同じような補償を課題としていただくことをお願いし、賛成とする討論があり、ほかに討論はなく、採決に移り、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）です。

まず、財政経営課関係部分について。歳入は、新型コロナウイルス感染症対策のための国・県補助金の受入れに伴い、財源更正を行うもの。令和2年度の決算確定により繰越金を計上するもの及び各課の建設事業の財源として町債を発行するもので、財政調整基金繰入金では、国からの新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金の受入れに伴う補正増等により歳入超過となった額及び繰越金の補正増に伴い、財政調整基金からの繰入れが不要となった額を減額するものや、公共施設等整備基金繰入金では、本庁舎南側の土地の駐車場整備及び高鍋西小学校第2棟の屋上防水工事の財源として繰り入れるもの。町債の児童福祉債は、一真持田保育園の改築事業補助金。河川債は、脇地区の県営急傾斜地崩壊対策事業負担金、高鍋西中学校の公共浄化槽改修工事の中学校債などです。

歳出は、ふるさと納税推進事業に要する経費を計上するもの。令和2年度決算の確定により財政調整基金へ積立てを行うもの及び公有財産の管理に要する費用を計上するもので、ふるさと納税のワンストップ特例申請事務に従事する会計年度任用職員1名の10月からの任用費用や、役場南側の農地を砂利敷き駐車場として利用するための整地工事費用等を計上するものなどの説明がありました。

委員より、土地購入費の財源はどこからの質疑に、土地開発基金からの繰出しで、金額は4,908万円と答弁がありました。また、南側駐車場整備はしばらく凍結できないか、使い道は町民の意見を聞いてからでも遅くないのではないかの質疑には、駐車場整備は、

町道茂広毛平付・高岡線、神祭野坂の工事で発生する山砂利を活用することで工事費300万円程度の節減が可能となること、土地活用方法は今後検討し、暫定的に駐車場として使用するものと答弁がありました。

高鍋西小学校内の国有地借り上げは、財政経営課が主導し、国との協議など方向性をもつべきでは、の質疑に、昭和39年国有地判明、昭和43年九州財務局宮崎財務事務所と有償貸付契約の締結、昭和55年土地購入の申入れ、平成29年財務事務所が購入検討の要請を行ったが購入には至らず、今後は、管理主幹の教育総務課と協議を行っていくとの答弁がありました。

地域政策課です。歳入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、県と市町村が人口減少の課題分析等を行い、取り組む市町村に対しての補助する県・市町村人口問題対策連携事業補助金、高鍋町交通事業者支援金への県補助金など。

歳出では、日豊本線開業100周年事業に係る事業費で、JR九州と沿線自治体が共同での記念イベントのスタンプラリーの賞品代金や協力負担金及び交通事業者支援金では貸切りバス、タクシー、運転代行業者全12業者に、県補助金を活用し、支援金を支給するなどの説明がありました。

委員より、蚊口地区リノベーション地域づくりとあるが、これは駅舎整備のことかの質疑に、駅舎整備とは直接に関係ないが、県・市町村人口問題対策連携事業補助金は、県と各市町村が連携して地域の課題解決に取り組む事業に対して補助金を交付するものというものであり、高鍋町では空き家対策など、各地区をモデル地区とし、移住・定住促進を行うことなど複合的に取組み、地域の再生を目指すことと答弁がありました。また、委員より、スタンプラリー賞品代5,000円を10人分といわず、1人1万円に上げて、もっと高鍋の宣伝に使うべきと提案がありました。

次に、総務課です。歳入では、令和5年度末までに戸籍関係情報の情報連携が開始されることを踏まえた必要となる情報システムの整備、支援等のための国の補助金、消防団等の活動の安全性を高めるために必要な資機材等の整備促進を支援する県の補助金などです。

歳出の主なものでは、職員自主研究グループ県外研修旅費で、職員の意識改革と研究風土の醸成に寄与することを目的とし、町行政に係る課題について、職員が自主的にグループを構成し、学習、調査及び研究を行うことを奨励し、その経費の一部を予算の範囲内で支援することとしている。今般、職員自主研究グループから県外視察研修の相談があり、必要経費の予算計上をすると説明がありました。

次に、弁護士委託料ですが、訴えの変更による訴訟対象金額増額に伴う弁護士委託料の増額補正です。訴訟対象金額は、算定不能800万円から3億98万3,760円に拡張された訴訟となったことから、弁護士費用の着手金410万8,500円及び報償費287万5,950円が増額となり、着手金は、当初予算89万4,000円を引いた321万4,500円を追加補正とすることなどの説明がありました。

委員より、自主グループの研修とあるがどのようなものかの質疑に、研究グループは町

職員6名で構成され、高鍋町独自のスマートシティの方向性や政策について、調査研究等を行うことを目的とし活動し、今日まで計4回のICTに精通した外部講師を迎えての研修や、メンバー同士での勉強会を行い、また、より深い議論や提案をするためにICTを活用したスマートシティづくりの先進地である富山市で2か所の視察研修をすることで、環境整備の方向性や事業計画を立てることにつなげていくことになると答弁がありました。

委員より、この住民訴訟で町側が勝訴した場合の弁護士委託料は返還されるのかの質疑に、返還はされない、訴訟が続いても返還はされないと答弁がありました。

次、税務課です。軽自動車検査情報提供手数料は、様々な検査情報を紙ベースから今年度電子データに変更したが、情報件数が想定以上になるため、不足を見込み補正するもの。固定資産評価航空写真データ取り込み業務委託では、使用中のGISシステムは平成27年のデータであったが、令和2年のデータに更新するための委託料を新規で補正するなどの説明がありました。

委員より、固定資産評価は3年ごとにありますが、航空写真データ取り込みとはどういうものかという質疑に、県が出した航空写真を取り入れ、最新化することが目的である。もし、町独自に写真を入手するには約600万から700万の費用がかかるとの説明がありました。

町民生活課です。宮崎県環境整備公社の解散により、残余財産返還金を歳入補正にするとの説明がありました。

福祉課です。保健所等整備事業補助金は、一真持田保育園の施設整備改築に伴う事業補助金で、6月補正で計上した工事費に太陽光発電設備移設に係る附帯設備工事分を追加するもの。保育環境改善等事業を活用し、保育所等の感染対策に必要なマスク、消毒液、ビニール手袋等を一括購入する経費で、必要に応じ保育所等に直接補助するもの。わかば保育園が現在使用しているガス給湯器を仮園舎のデイサービスセンターに移設する手数料等との説明がありました。

委員より、重心医療費の支出内容はの質疑に、本来、本人が負担する各医療保険制度での自己負担額から、重度障がい者児医療費の自己負担額を差し引いた額について、国保連合会が審査をした上で、市町村に請求されるものとの答弁がありました。

委員より、保育環境に係る消耗品購入は保育所だけのものかの質疑に、対象施設は保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、また、幼稚園型認定こども園、放課後児童クラブは対象外であるとの答弁がありました。

最後に、健康保健課です。令和2年度の西都児湯医療センター夜間急病センター運営費の確定に伴い増額補正するもの。子どものインフルエンザ予防接種の助成をするもの、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託は、集団接種や医療機関の時間外、休日の接種に加算をするための、支払いのための増額との説明がありました。

委員より、西都児湯医療センター負担金について、利用人数は何人かの質疑に、令和2年度は全体で1,773人、高鍋町は145人、構成比8.178%。新型コロナの影響

で近年、全体で3,000人以上だった利用者が極端に減少している。

委員より、母子健康包括支援センター「オヤトコ」の公用車、携帯電話はどこに配置するのか、それが24時間、365日対応できることにつながるのかの質疑に、公用車は健康づくりセンターに配置し、携帯電話は乳児訪問や産後ケア訪問などの訪問先での連絡手段として活用するが、担当の助産師、保健士は会計年度任用職員であり、日勤なので、24時間対応までは考えていないとの答弁がありました。

まとめに入り、討論を求め、討論はなく、採決に移り賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務厚生常任委員会に付託されました議案の報告を終わります。

○議長（緒方 直樹） 以上で、総務厚生常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第56号高鍋町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第58号高鍋町交通指導員設置条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第59号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）中、関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務厚生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、古川誠議員。

○文教産業建設常任委員会委員長（古川 誠君） 令和3年第3回定例会におきまして、文教産業建設常任委員会に付託されました議案は、議案第57号高鍋町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第59号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）中、関係部分についての2件です。

審査は、9月17日から9月21日の中の2日間、第1会議室において委員7名全員出席、担当課長をはじめ職員、要点筆記事務局2名参加の下、行いました。また、9月21日に議案第59号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）中、関係部分についての小並地区の農道整備の現場及び防災ダムのしゅんせつ作業場所の現地調査を行いました。なお、説明資料を基に詳細説明を受け、委員より多くの質疑がありましたが、その一部を報告することを御了承ください。

それでは、審査の経過及び結果の報告を議案順に行います。

まず、議案第57号高鍋町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてです。

今回の条例改正は、現在、大規模改修中の高鍋町総合体育館において、空調設備を設置する多目的ホールが11月1日から利用可能となることに併せ、冷暖房それぞれの利用する際の料金を新たに設定するために所要の改正を行うものと社会教育課より説明がありました。

質疑に入り、委員から、冷暖房を設置したことでこれまでと利用目的は変わるのかとの質疑に、改修前と利用団体は変わらないと思うが、用途の一つとしては、災害時、総合体育館が避難所になった際、多目的ホールを体調不良者が使用することなども考えられるのではないかとの答弁でした。

以上、質疑は終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第57号については賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）中、関係部分についてです。

まず、上下水道課です。令和2年度の下水道特別会計繰越金の確定に伴い、下水道事業特別会計への繰出金を減額するものと説明。説明が終わり、質疑を求めましたが質疑はありませんでした。

次に、社会教育課です。平成30年に日本遺産に認定されました西都市、宮崎市、新富町の古墳群で構成する古代人モニュメント「大地に絵を描く南国宮崎の古墳景観」に、今回、持田古墳群、高鍋大師等が追加認定されたことによるPR商品、懸垂幕、アートパネルプレート、のぼり旗、啓発グッズの作成、総合体育館大規模改修工事終了に伴う新規消耗品購入の予算などが計上してあります。

質疑に入り、委員から日本遺産に認定されることのメリットとデメリットはどの質疑に、メリットは4つの古墳群で構成されているので、持田古墳群以外の古墳とも合わせてPRができ、観光客の誘致、町内外への認知のアップなどが考えられる。デメリットは、デメリットとは言えないが、認定されたことで維持保存やメンテナンスなど文化財保存としての責任感が増すことが考えられるとの答弁でした。

次に、委員から、PRののぼり旗はどこに設置するのかとの質疑に、役場、教育委員会、資料館、持田古墳、高鍋大師等を考えているとの答弁でした。

次に、教育総務課です。まず、会計年度任用職員報酬についてですが、高鍋東小学校に特性の強い男児1名が在籍しており、学校としても対応に大変苦慮している状況で、個別に対応を行うとしたことによる講師1名分の予算との説明。また、今後の児童への対応は、発達障害支援センターで療育を定期的に行うとともに、学校においては可能な限り個別の対応を行っていく計画をしているとの説明を受けました。

次に、GIGAスクール整備に伴う予算として、一度に多くのタブレットパソコンを使用した際、接続しにくくなる状態を解消する専用プロバイダに変更するための通信使用料、

教師用タブレットパソコンリース料、その教師用のタブレットパソコンの画面を教室に設置している大型モニターへ映し出す際に必要となるワイヤレスディスプレイアダプターの予算を計上。また、西小学校第2棟校舎の雨漏りがひどく、雨漏り箇所を避けて机を設置するなど、学習環境に大きな支障を来していることから、屋上防水工事。実施設計の結果、大幅に費用がかかると判明したことから、西中学校浄化槽トイレ改修工事費用の追加。給食センターの備品購入などの説明を受けました。

質疑に入り、委員から、今度、東小学校に来られる会計年度任用職員の資格はとの質疑に、教職員資格を持った方ですとの答弁でした。

次に、委員からタブレットパソコンの保険加入はとの質疑に、教員分はリース料に含まれているが、生徒用は補助の関係上備品であり、1台1,500円かかり、保険代が膨大になるため、年次的に備品購入するなどの検討が必要との答弁でした。

次に、委員からタブレットについて、規制は簡単にできるのか、持ち帰ると保護者も利用するのではないかと心配だが、どのような規制を行うのか。保護者の使用禁止することを徹底できるのかとの質疑に、タブレットについては、使用時以外は教室内の充電保管庫にあり、いつでも自由に使えるようにはなっておらず、授業中も教師の指示に基づき使うようにしている。IDとパスワードも1台1台にふられており、使用上のルールについては、町教育委員会が作成し、学校で指導を徹底している。また、タブレットの自宅への持ち帰りについては、今後、持ち帰りの際のルール作成を検討しているところだが、タブレットはあくまでも子どもの学びのものであることについて、文書や呼びかけなどを徹底し、保護者にも周知していく必要があると考えているとの答弁でした。

次に、農業政策課です。まず、歳出ですが、新型コロナウイルス感染症対策事業の県産農畜水産物学校給食提供推進事業費は、宮崎県産牛肉を東西小中学校の学校給食に提供するもので、昨年と同様の事業実施との説明。次に、農地費は、小並地区において民間の業者による太陽光発電施設が建設されることに伴う土地の買収・整備を行うものですが、現在、地元の方々が敷地内を地元の方が使いやすいように利用している現状があり、本来であれば、敷地外に接道する農道を通行するべきですが、長年使用されていなかったことから、道路としての形状が損なわれており、利用が極めて困難なことから、機能回復のために用地買収を行い、農道の整備を行うものと説明を受けました。

次に、歳入の農業人材投資事業補助金は、国の次世代人材投資事業の交付対象とならない新規親元就農者を支援するために、100万円を上限に経営開始資金を交付するというもので、補助率は3分の1です。

質疑に入り、委員からコロナ対応で県から牛肉の提供があるようだが、記憶に残る食材としての金額としては少ないような気がするが、どのような調理内容となっているのか、できれば肉単体で味わえる内容にしたらかどうかとの質疑に、昨年度は1回の給食に対して1人当たり40グラムから65グラムを使用、今年度も1人当たり提供量は昨年度と同量を計画し、メニューについては、1回目はハヤシライスを予定、2回目以降のメニューは

決まっていないが、昨年と同様、栄養士が計算するバランスの取れたメニューになるものと思いますとの答弁でした。ちなみに、昨年度のメニューは肉じゃが、牛丼、焼肉、ピビンバ、カレーライス、ビーフシチュー、チンジャオロースとのことでした。

次に、委員から、農道整備事業について、昔から利用されていたものを整備するということだが、できれば土地を買い上げるのではなく、寄附採納できる状況にはなかったのかとの質疑に、通常の農道工事であれば、地元からの要望があり、拡幅部分の寄附採納の同意をもらってからの工事着手となるが、今回の小並地区については民間の業者が太陽光発電用地として令和3年3月に購入し、敷地全体に太陽光パネルを設置する計画となっていました。事業者との協議を行い、太陽光パネル配置計画の変更と、現状の地元の方が使いやすいように使っている部分を残してもらうようお願いし、合意した経緯があります。また、太陽光パネルの設置計画を変更したことにより、用地が不足したため、事業者は追加で隣地を分筆、購入する必要が生じているなどを考えますと、今回は寄附採納で農道整備事業を進めることは困難と考え、不動産鑑定手数料、土地購入費を計上しているとの答弁でした。

次に、建設管理課です。主な予算は、6月の大雨による排水路や河川の土砂の撤去、排水路設置工事、肥後川の災害復旧に伴う工事用道路用地借上げ料、耕作地補償、工事請負費。坂本・鬼ヶ久保線災害復旧に伴う土地購入、工事請負費。南牛牧地区里道の災害復旧測量設計、工事請負費。蚊口の松林の樹木の伐採。わかば保育園前の町道側溝のしゅんせつ作業、にしん保育園から北に入る町道の側溝改修工事、中鶴地区「野の花館」北側の道路改良工事、また、社会資本整備総合交付金事業費は、工事請負費と補償補填賠償金の補正流用になります。今年度、東光寺・鬼ヶ久保線の建物等の補償分の再算定を行ったところ、補償基準の見直しにより補償物件の移転工法が変更になり、補償金の不足が発生するための流用を行うものと説明。

質疑に入り、委員から、東光寺・鬼ヶ久保線について、補償基準の見直しとあるがどのようなものか、これで何メートル道路工事区間が短くなるのかとの質疑に、今年度予定の補償物件については、曳家工法で算定しているが、補償額の再算定を行ったところ、補償額が上がることとなった。補償額が大きく増額となったため、再築工法についても比較検討したところ、再築工法のほうが安くなったので見直しを行った。また、工事請負費の減額による工事区間の減は、15メートルほどになるとの答弁でした。

次に、地域政策課です。企業立地補助金の交付先は、ヤミー・フードラボ株式会社、令和2年8月の工場新設以降、条例の規定する交付要件を満たしたことから交付するもの。ほか、新たに8月に着任した地域おこし協力隊の公用車にかかる経費が計上してあると説明。

委員から、今回新しく着任した地域おこし協力隊の方はどのような方かとの質疑に、出身は宮崎県、東京からのUターンで、今後、高鍋町の観光面のPRや観光協会の蚊口ビーチハウスの計画などにも携わってもらう予定との答弁でした。

次に、委員から、企業立地奨励制度の固定資産税免除や補助金の交付など、優遇措置に対する波及効果について、雇用、人口、町税の面から伺うとの質疑に、雇用者数については、指定事業者からの事業報告書において事業年度ごとに確認をしている。最終的には、事業計画期間の終了後に期間全体で雇用実績がどの程度であったのか計ることとしている。人口増については、雇用者の増加人数に関連することから、事業報告書と併せて、指定事業者へのヒアリング等により、新規雇用者等の居住状況なども把握することで、事業計画終了後における人口への影響を計ることとしている。町税の税収増に関しては、指定業者ごとに投下固定資産にかかる固定資産税及び課税免除額と課税免除期間終了後の固定資産税の収入見込み額を把握しているとの答弁でした。

以上、質疑は終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第59号中、関係部分については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、文教産業建設常任委員会に付託されました議案の報告を終わります。

○議長（緒方 直樹） ここで、暫時休憩いたします。

午後2時01分休憩

午後2時02分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

以上で、文教産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第57号高鍋町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第59号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）中、関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。事前に渡してありますので大丈夫ですかね、はい。

社会教育課関係で国文祭・芸文祭に係る補正があるんですけども、コロナ禍にあり当初より企画も変更となったと見ていますけれども、町民や小中高生の関わり合い方はどうだったのかお伺いしたいと思います。

それから、先ほど日本遺産構成自治体に高鍋町が加わることになったことは説明がありましたけれども、盗掘の問題が解決されずに結局は東都原古墳という名称が使われなくなった歴史的なものがあるんですね。それでも、日本遺産の構成自治体に入れたということはどういった理由があるのか、何か別の形での参加理由があったのかどうかお伺いしたいと思います。

美術館の特別展は大変好評だったようなんですけれども、障がいがあってもこのような

特徴、いわゆる感性が豊かであるとの評価など、見学に来られた方の声などはどうだったのかお伺いしたいと思います。

総合体育館のトイレ用スリッパについては、どのようなことに心がけた購入をされる予定なのかお伺いします。

教育総務課関係では、特性の強い子どもへの対応なんですけれども、対応に苦慮しているということが書かれてありました。発達に障がいがあるとのことですが、問題は、学校ではこのような細やかな対応ができて、家庭や家族環境についてまでしっかり対応していかなければ、幾ら学校での対応ができて、中学校を卒業すれば、結局は社会へ放り出すという結果になりかねません。この問題は、エンドレスで続く大きな問題ですので、家庭への支援体制、いわゆる福祉課、基幹相談支援センターなど、あらゆる力を尽くして対応すべき事案だと考えますが、その問題についての議論はどうなってきたでしょうか。

それから、空調設備の修繕料が発生しています。空調自体に関しては年数経過もあり、防衛省との協議は行ってきているとは思いますが、教室ごとの空調をしていくのか、今のまま新しい設備へと変更できるかなど、どのようになっているのか聞かれたのかお伺いしたいと思います。

報道でタブレットに悪口の書き込みがあり、いじめ自殺と報道があったんですけれども、タブレットの使い方について使用する端末などの規制は容易にできていくのかどうか、また家に持ち帰れば、親なども利用するのではないかとの危惧があるんですけれども、どのような規制及び親への使用不可などの徹底はどうしていくのか、お伺いしたいと思います。

そして、スパテラとありますけれども、それは何なのか。プレハブ冷凍庫の大きさはどのくらいで、今までとの容量比、比較で大丈夫なのかどうか確認させていただきたいと思います。

親元就農に関して、農業後継者があるのは大変ありがたいことでいいことだと思います。しかし、しっかりと支援しなければまた離農することがあるかもしれないと思います。農業で儲けることは大変難しい状況ですが、現代はAIなどを利用した農業も出ています。経済的にしっかりと離農させない支援体制をつくるべきだと考えますが、どのような支援ができるのか伺いたいと思います。

毛作、水除地区の土砂撤去、排水路整備について、どちらも緊急性はあると思うんですけれども、同じような感じで悪い状況の箇所はないのかどうかお伺いします。レミファルト、クラッシャーランと材料費があるんですけれども、道路の穴ぼこを埋めても雨が降ったり、交通量によりすぐ駄目になる状況にあります。埋めなければ事故につながります。この負の連鎖を解消する手立てを考えてあるかどうかお伺いします。

全体的に見て、側溝などへの土砂流入があるようなんですけれども、台風時の雨、ゲリラ豪雨などに対しての側溝横の状況把握及びお年寄りが多くなり、側溝清掃もままならない地区が出ていると思うんですが、それらへの対応はどうしていくのかお聞きになられたでしょうか。

それから先ほど、ヤミー・フードラボへの企業立地補助については説明がありましたが、一つだけ、ふるさと納税で4%から6%へアップしたことによる補助削減はできなかったのかどうかお伺いになっていただいたでしょうか、よろしく申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 委員長、古川誠議員。

○文教産業建設常任委員会委員長（古川 誠君） お答えいたします。

まず、国文祭、芸文祭に関する御質疑ですが、ギフト展についてですが、現在のところ企画の変更はございません。チラシの全戸配布やイベントも予定しており、フェイスブック、SNS等でも広報いたしますので、小中学校生もたくさん来館していただければと考えていますとのことでした。

次に、持田古墳群などの認定についてですが、今回の認定は既存の日本遺産ストーリーの古墳群との対比により、宮崎平野の古墳文化の多様性を示す形で本町からの働きかけと内容申請を行い、認定をされたものです。

次に、美術館特別展の来館者の声についてですが、アンケートで「翔子さんの書のすばらしさに鳥肌、涙が出ました」、「翔子さんとお母さんの思いが詰め込まれていて素敵でした」、「元気・感動をもらった」等の声をたくさん頂いております。

次に、トイレ用スリッパについてですが、今回は、通常のスリッパに加えて体育館シューズを履いたままで履くことができるビッグスリッパを各トイレに2足ずつ購入する予定としておりますとのことでした。

次に、特性の強い子どもの対応についてですが、各学校の管理職及び特別支援教育コーディネーターを中心として、支援体制づくりを行ったり、生活支援員の配置により支援を必要とする児童・生徒への支援を行っております。また、障がいのある児童・生徒を持つ保護者に対しては、スクールソーシャルワーカーや基幹相談支援センターが関わるなどの支援も行っております。

現在、小中学校の特別支援教育に関する対応を行う中で、保護者の困り感への支援や、特別支援教育に関する理解など保護者への支援や啓発を行っていく必要性を感じており、そのためには教育総務課だけでなく、福祉課や健康保険課、子ども家庭支援センターみらい、基幹相談支援センター等との連携は不可欠であることから、定期的に関係各課、関係機関と情報交換を開催し、今後も連携しながら切れ目のない支援の充実のために取り組んでいきたいと考えているとのことでした。

次に、東小学校第1棟空調整備についてですが、今回は個別空調方式ではなく、現在の中央空調方式での修繕となっております。

次に、タブレットに関しての御質疑ですが、先ほど一度答弁をしましたが……。

○11番（中村 末子君） いいです。

○文教産業建設常任委員会委員長（古川 誠君） もういいですか。はい。

次に、スパテラとは何かについてですが、形状的にはしゃもじを大きくしたもので、調理の際に窯の中で食材を攪拌するためのものです。また、プレハブ冷蔵庫の大きさについて

ては、現在使用中のものとサイズの変更はありません。また、容量的にも問題はないということでした。

次に、農業後継者への支援体制についてですが、現在行っている支援としましては、農業次世代人材投資事業の対象者へのサポートチームによる現場確認及び営農指導、認定農業者再認定の際の農業計画、改善計画の検討、災害時の補助金交付、利用可能な国県等補助金の案内、農業制度資金を利用した際の利子補給などを行っております。また、農水省のホームページのチェックや他自治体の支援策情報の収集を行うなど、常により良い支援に取り組んでおりますとのことでした。

次に、毛作、水除地区の土砂撤去等についてですが、今回は土砂がたまっている箇所のみ土砂の撤去、ブロックを積み直す箇所の側溝敷設のみを予算化しており、緊急的に対応するものですが、今後は、土砂が流入した原因や排水路全体の状況を把握し、必要があれば排水整備等の対応を行っていかねばならない箇所も出てくるのではないかと考えておりますとのことでした。

次に、道路の穴ぼこの解消についてですが、路線全体や区間を区切って舗装をやり替える箇所を選定し、年次的に舗装工事を予算化しながら維持補修に努めてまいりたいとのことでした。

次に、側溝状況把握と清掃等についてですが、蓋のない側溝は道路パトロール時などに確認できますが、蓋のかかっている側溝については、側溝内の土砂の堆積状況は確認しづらいものがあり、雨が降っているときのパトロールにおいて、より注意し、雨水の側溝への入り具合も含め、確認するようにしてまいりたい。

側溝清掃については、町で浚渫してほしいとの要望が年々増加している状況で、職員で対応できる分は対応しているが、業者をお願いしないと対応できない分は側溝しゅんせつに係る経費を予算化し、対応している状況です。ただし、今後は要望がさらに増加されるものと思われるので、職員を増やすか予算を増やすか、適切に対応ができるようにしていかねばならないと考えていますとのことでした。

最後に、ふるさと納税の、恐らく委託料のことだと思いますが、4%から6%になったことによる補助削減はできなかったのか、でしたよね、ということについてですが、奨励制度においてそのような措置はないとのことでした。また、地域政策課においては委託料については、承知はしておりませんとのことでした。

以上、終わります。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

以上で、文教産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第56号高鍋町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。

議案第56号高鍋町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

委員会での質疑も行いました。地方公務員法の内容を簡略化することには賛成ですが、地方公務員法第30条を決して忘れず、全体の奉仕者としてその任務を果たすべく、日々努力を重ねていただきたいと思います。

また、町民に対してはへりくだる必要はありませんが、質問されたり相談されたりしたときには、その場で答えが見つからないときも必ず後ででも報告する。面倒臭く厄介な出来事でも相手の立場に立ち、自分がこの方だったらどうするのだろうかと考えながらの対応をしていただきたいと思います。

例えば、コロナワクチン接種のとき、コールセンターへ電話してもつながらない、いら立っている住民に対して、町はしっかりと対応、休日返上で直接予約、業務をされてきたことには本当にありがたいと思っております。あるときは臨機応変に、無理難題を押しつけられたときには毅然と法令上の対応ができるよう、日々研さんしていただけることを要望して賛成といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、議案第56号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第56号高鍋町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号高鍋町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第57号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決

です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第57号高鍋町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号高鍋町交通指導員設置条例の制定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。

議案第58号高鍋町交通指導員設置条例の制定について賛成の立場で討論を行います。

有償ボランティアとされることについては賛成です。しかし、それ以外にも高鍋町には様々なボランティアをされている団体が数多くあります。その方々にも同じような補償ができないものかと考えます。これからの課題として捉えていただくことをお願いして賛成の討論といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、議案第58号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第58号高鍋町交通指導員設置条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番、松岡信博。

議案第59号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）は、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

理由は予算の総務費、総務管理費委託料、弁護士委託料321万5,000円は、高鍋町長が住民訴訟により賃貸借契約締結差止め請求事件として損害賠償請求を裁判で求められているものです。その訴訟内容は、高鍋町教育委員会が商工会館に入居する賃貸契約の締結は、高鍋町に不利益を与える違法行為であり、毎月の支払74万円の30年分、2億6,789万4,000円が損害金になるということです。

そして、町有地に商工会館を建設したことで、町有地が使えなくなる、不動産価値を査定し、30年分で3,308万9,760円も損害金になるということです。

これを併せて被告である高鍋町長、黒木敏之に3億98万3,760円の損害賠償請求がなされました。また、商工会議所が町有地に建設した商工会館には、高鍋信用金庫により2億7,300万円の抵当権の設定がなされております。つまり、商工会館は借金の担保に取られているということです。それにより地権者である高鍋町は、法律の借地借家法により大変不利な立場になってしまいました。

高鍋町がもし、賃貸契約や借地契約を解約したくても商工会議所の借入金が返済されない限り、商工会館を動かさない以上は町有地の借地権も商工会館と同じように担保に取られている状態となってしまうのです。これでは、契約を解約したくてもできないということです。

被告、高鍋町長黒木敏之は、実体のない官民連携を理由に町有地に商工会館を建てさせ、家賃、共益費を含め74万円もの支払いを行い、その上、警備費として4万4,000円、合計78万4,000円の多額の税金を毎月支出します。

被告は、町有地を担保に入れたと同じような状況にして、商工会議所が借入れた2億7,000万円と同等の金額を債務負担行為に設定し、30年にわたり家賃として支払い続けることは、高鍋町が商工会議所の債務保証、借入金の返済保証をしているようなものです。まさに異常な行政行為と考えます。

これは、高鍋町の行政財産の管理を怠る違法行為であり、町長の裁量権を逸脱した商工会議所への利益供与に当たると考えます。

このような裁判において、不当、不適切と思われる行政行為の正当性を証明するため、町民の大事な税金で弁護士費用を支出することについては賛成することができません。また、先ほどの反対討論でも弁護士費用について述べましたが、この2つの裁判を通して、議会議員がもっとしっかりしていれば裁判はしなくて済んだはずです。

このようなおかしい行政行為を見逃し、阻止できなかった議員、そして議会を代表する緒方議長が住民訴訟で違法不適切と訴えられている行政行為を容認・賛成している責任は重いと思われます。裁判において多額の弁護士費用を払わないと行政をチェックすることができないのであれば、議会が機能していない証拠と町民に不信感を与えてしまうことになりかねません。

以上のことから、議案第59号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）は反対とします。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午後2時26分休憩

.....

午後2時39分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

先ほど、5番、松岡議員のほうの発言で、できなかった議員の意味をちょっと述べていただきたいと思います。5番、松岡議員。

○5番（松岡 信博君） 5番、松岡信博。おかしな行政行為と思っているのは私自身でありまして、それを阻止できなかった議員というのは私自身のことを言っておるものです。そして、ほかの議員も大半の方たちはもう問題ないと思っているはずですから、そういう人のことは含まれておりません。あくまでも個人的に考えて言った発言でございます。

○議長（緒方 直樹） では、次に進みたいと思います。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第59号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）について、反対の立場で討論を行います。

この案件には、出捐金の歳入や国の農林水産業物など販売促進対策補助、日豊本線イベント参加については、予算が少ないとまで提案をしたところですが、しかし、役場庁舎前の個人宅を購入、田んぼを整地して砂利を入れ、駐車場へ整備するという案件がありました。高鍋町では空き家対策がありますが、この件をしたら、高鍋中の空き家を購入し、そこに移住定住促進事業としてやったらどうでしょうかと提案したい。町民から、まだ使える空き家を寄附したいというときには、寄附採納はできないと断りながら、一方では、家は寄附で、土地だけ4,908万円で購入した一部元田んぼのところを、公共工事の単価だからと舗装工事なしの656万4,000円もの予算を費やすということではありませんか。蚊口の土地貸付けに関しても、観光協会へ磯亭を貸すという、自分に都合のいい理解の仕方でも何でも決めていく、そうするならば、あの土地も家も撤去してから買うべきではなかったのでしょうか。撤去費用もただではありません。都合のいいように変えるのなら、それを継続して、持続していただきたい。これから不動産部をつくり、寄附採納された土地を売り、資産活用とすればいいのではありませんか。遠くて、資産管理できない人は喜んで提供されると思います。これで空き家対策はばっちりです。しかし、そうは問屋が卸しません。人口減少は全国的なものであり、高鍋だけが免れるわけにはまいりません。しかし、物は考えようで、隙間だらけの空き家でも十年の計で、人が買物しやすい場所へ移動してもらい、一定の空き地を造ることも可能ではないでしょうか、今の町政なら。これが嫌みに聞こえるならば、まだ大丈夫だと思います。町政を私物化する方向は、許してはなりません。前の土地を駐車場にして、職員の協力金を会計年度任用職員にまで利用させる、拡大していくのでしょうか。それより、駐車場として職員に貸し出し、月に負担してもらい方がいいのかもかもしれません。しかし、災害時など、誰でも駐車できなくなります、など、あらゆる場面を想定して町政運営をしていくべきだと考えます。この問題については、しばらく考え、町民に対してこの土地の利用の仕方について聞くべきだと私は思います。そして、契約が終了していても家は必要ないと判断したら、速やかに撤去することです。また、このことで自分の土地も買い上げてほしいとの町民からの要望には真摯に答えるべきであると考え、反対といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから議案第59号を起立によって採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は各委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立多数と認めます。したがって、議案第59号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）は、各委員長報告のとおり可決されました。

日程第16．議案第60号

日程第17．議案第61号

日程第18．議案第62号

日程第19．議案第63号

○議長（緒方 直樹） 日程第16、議案第60号令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から、日程第19、議案第63号令和3年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）まで、以上4件を議題といたします。

本4件は、一般会計及び特別会計等決算並びに特別会計予算審査特別委員会に付託されており、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、後藤正弘議員。

○一般会計及び特別会計等決算並びに特別会計予算審査特別委員会委員長（後藤 正弘君） 令和3年第3回高鍋町議会定例会において、一般会計及び特別会計等決算並びに特別会計予算審査特別委員会に付託されました議案は、議案第60号から第63号までの4件であります。

一般会計及び特別会計等決算並びに特別会計予算審査特別委員会における、審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日程は、9月9日から16日の6日間。審査は第1会議室にて行い、議長を除く13名の委員出席の下に、執行当局に関係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重審議を行いました。また、特徴的な部分だけの審査報告とし、割愛する部分もありますので御了承ください。

初めに、議案第60号令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

補正の主な内容は、歳入歳出それぞれ136万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ24億4,493万3,000円とするもので、職員の人事異動に伴う人権費の増額との詳細説明を受け、質疑に入り、質疑はなく、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号令和3年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

であります。

補正の主な内容は、歳入歳出それぞれ37万2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ3億4,756万4,000円とするもので、歳出では共済負担金の増等に伴う人件費の増額、歳入では令和2年度決算に伴う繰越金の増額及び財政調整のための一般会計繰入金の減額との詳細説明を受け、質疑はなく、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号令和3年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正の主な内容は、歳入歳出の総額に変更はなく、令和2年度事業費確定に伴い歳入の費目間で財源調整するものと詳細説明を受け、質疑はなく、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号令和3年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,743万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億1,521万3,000円とするもので、歳出は令和2年度事業費確定に伴う国庫支出金等返還金、支払基金返還金、一般会計繰出金及び介護給付費準備基金積立金の増額、職員の人事異動に伴う人件費の調整、歳入では令和2年度決算に伴う支払基金交付金、介護給付費県負担金、繰越金の増額、職員の人事異動に伴う人件費等に対する一般会計繰入金の減額との詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、現在の基金残高と介護保険料は26市町村中何番目かとの質疑に、基金残高は3億7,435万円、26市町村中20番目との答弁、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上で、一般会計及び特別会計等決算並びに特別会計予算審査特別委員会に付託されました議案第60号から第63号までの4件について御報告いたします。

○議長（緒方 直樹） 以上で委員長報告を終わります。

質疑については、議長を除く全議員構成の特別委員会でありますので、省略いたします。
これから討論を行います。

まず、議案第60号令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第60号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第60号令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号令和3年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第61号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第61号令和3年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号令和3年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第62号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第62号令和3年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号令和3年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第63号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第63号令和3年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、請願第1号

- 議長（緒方 直樹） 日程第20、請願第1号国営かんがい排水事業一ツ瀬川地区受益者負担軽減に関する請願についてを議題といたします。

本件は、文教産業建設常任委員会に付託されておりましたので、文教産業建設常任委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、古川誠議員。

- 文教産業建設常任委員会委員長（古川 誠君） 10番。第3回定例会におきまして、文教産業建設常任委員会に付託されました請願第1号国営かんがい排水事業一ツ瀬川地区受益者負担軽減に関する請願について、審査をいたしましたので、経過を御報告いたします。

まず、9月3日の審査では、紹介議員に出席、説明を求めることを決定し、さらに一ツ瀬川土地改良区の方にも御来庁いただき、請願趣旨について意見説明を求めることとしました。また、今後の審査日程についても協議し、決定をいたしました。なお、現地調査に関しては、9月16日の午後、一ツ瀬川土地改良区事務所職員の方のご案内にて、東原調整池、杉安取水口、平原揚水機場、瀬江川頭首工の施設の視察を約3時間かけて行いました。ちなみに、今回関連があります4市町で、現地調査を行ったのは高鍋町議会のみであったことを申し添えておきます。

それでは、調査に関してですが、9月8日は第1会議室において、委員7名全員出席、紹介議員2名、一ツ瀬川土地改良区職員2名、要点筆記事務局2名同席の下、紹介議員と一ツ瀬川土地改良区の方へは時間をずらして説明をしてもらいました。なお、詳細説明を受け、委員より質疑が多くありましたが、その一部を報告することを御了承ください。

まず、紹介議員に対しては、説明を求めながら質疑を行いました。まず、一ツ瀬川土地改良区からの説明を受けてどう思いましたかとの質疑には、今回は施設の老朽化に伴う更新事業の受益者負担軽減についての請願ですが、一ツ瀬地区というのは、県内でも有数の食料供給基地として、ピーマンやズッキーニ、ニラ、その他の作物を栽培しておりますが、現在、農家を取り巻く環境は、価格低迷や異常気象への対応、後継者不足、コロナ禍による肥料や資材等の高騰などにより、昔のような事業の伸びが見込めない状況です。また、一ツ瀬地区は水管理費が他地区に比べかなり高く、経済的に大変厳しい状態で、このような状況を考えますと、農家さんの負担をかけないほうが、後継者の育成なども含め、これからも農業を続けていけることにつながるのではないかとこの意見でした。

次に、更新事業の他地区の状況についてはどの質疑には、宮崎県内では、大淀川右岸・左岸をはじめ5事業が行われておりますが、いずれの更新事業に関しても受益者の負担はないとの説明でした。

次に、一ツ瀬川地区は管理費の負担が大きいということだが、更新事業終了後の維持管理費の見込みはどの質疑には、ICTやAIの導入により、瀬江川頭首工取水施設維持管理費の削減をはじめ事業全体の大幅な削減を見込んでいるとの説明でした。

次に、今後町が受益者負担分を負担したときの町の財政に対する影響はどうかとの質疑には、町の財政に影響があることは間違いないが、後継者不足等による耕作放棄地の解消の見込みや、適正な農地利用の促進が図られると考えられるし、将来に向けて農業法人への設立などにも役立つものだと考えるとの意見でした。

次に、一ツ瀬川土地改良区職員への聞き取りですが、まず、今回の事業は応急対策や補修事業というものではなく、現代の技術を活用し、全面的に仕組みを見直すもので、主な事業は、平原揚水機場の機能保全対策、東原調整池の貯水機能の回復工事、瀬江川頭首工のゲート類の補修、電気設備の更新などで、さらに、3つの加圧機場を1つにすることなど、維持管理費を削減することにもつながるものだと説明がありました。また、高鍋町の農地のうち、一ツ瀬川土地改良区の受益面積は40.1%を占め、昭和60年の国営一ツ瀬川農業水利事業の事業完了から36年が経過していますが、基幹水利施設の老朽化や営農の変化への対応という大きな問題への対応が迫られている状況で、今回の事業は、農家の方々がこれから先、安全に安心して水が使える、農業に専念してもらうためでなく、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成といった、多面的な農地の機能という面からも必要な事業であるとの説明を受けました。

説明が終わり、委員から請願の理由に、受益者負担がないよう特段の御配慮をとありますが、受益者負担はゼロということでしょうか、ゼロということであれば、その根拠を示してくださいとの質疑に、受益者負担はゼロということです。根拠については、国のガイドラインには、国3分の2、県19.4%、地元14%で、地元割合については関係市町村と土地改良区等の間で、協議で決めているのが実情ですとの説明でした。

次に、一ツ瀬川地区揚水施設の維持管理費の現状と他土地改良区との事情の違いはどの質疑には、他地区はダムや河川から取水するのに対し、一ツ瀬川土地改良区は杉安取水口から約117メートルポンプアップし水を供給するので、それに係る約3,400万円程度が他地区にはない負担ですとの説明でした。

次に、土地改良区の基金を協力金として支出すると聞きましたがどの質疑には、国、県営施設補修準備積立金の令和元年度までの積立金の総額1億390万円の支出を、理事会で承認していただいております。今後は総代会の承認も必要ですので、事務手続を進めてまいりたいとの説明でした。

次に、農家の方のこの事業に対する意識はどうかとの質疑には、施設の更新については水がなければ営農できない、水はあって当たり前ということからも、安定した営農のため

にも1日も早く取り組んでもらいたいと望んでおられるようですとの意見でした。

次に、更新事業の農家さんの同意についてはどう考えていますかとの質疑に、地元負担が出てくると、同意も厳しいという意見は多数聞いています。それは、前歴事業の特別賦課金の支払いがようやく完了し、これから収入が増えていくだろうというときに、また数十年にわたって負担が発生するとなると、自分の将来も不安だが、後継者にまでその負担を負わせることはできない、更新事業は必要だが、次の世代に引き継ぐためには、これ以上の負担は厳しいと考える方が多いと思われそうですとの意見でした。

次に、同意の目標はとの質疑には、国からは95%欲しいと言われていますが、それは今事業の優先順位を上げるため、そこを目標に頑張りたいとの意見でした。

次に、西都市、新富町、木城町にも同じように負担軽減の請願を行っていますが、他市町の議会の反応はとの質疑には、前向きに検討をさせていただいていると聞いていますとの説明でした。

その他、請願文書に関してから、施設の修繕の現状や農業を取り巻く現状、一ツ瀬川土地改良区の財政状況や、社会に対して農業が果たすべき役割などについても聞いております。

以上、質疑は終了し、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

なお、採択されました請願第1号の審査報告についてですが、会議規則第93条第3項に基づき、採択された請願第1号を町長に送付することについては、適当であると認められましたので、その旨を請願審査報告書に付記いたしました。

以上、文教産業建設常任委員会に付託されました請願の報告を終わります。

○議長（緒方 直樹） 以上で委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、請願に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、請願に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、請願第1号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は委員長報告のとおり採択することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、請願第1号国営かんがい排水事

業一ツ瀬川地区受益者負担軽減に関する請願については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第21. 発議第1号

○議長（緒方 直樹） 日程第21、発議第1号高鍋町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

趣旨の説明を求めます。委員長、青木善明議員。

○議会運営委員会委員長（青木 善明君） 6番。発議第1号高鍋町議会会議規則の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提出者、高鍋町議会運営委員会委員長。

それでは、提案理由を御説明いたします。

今回の改正は、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ男女の議員が活動しやすい環境整備、並びに多様な人材の町議会への参画を促進する環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から、出産に係る産前産後の欠席期間を規定するものです。また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものです。全議員の御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号を起立によって採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、発議第1号高鍋町議会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第22. 発議第2号

○議長（緒方 直樹） 日程第 2 2、発議第 2 号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。発議第 2 号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

提出者、高鍋町議会議員杉尾浩一、賛成者、同じく、永友良和、中村末子、八代輝幸、松岡信博、黒木正建。

只今から読み上げます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩を見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。よって、国においては、令和 4 年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記。

1、令和 4 年度以降、3 年間の地方一般財源総額については、経済財政運営と改革の基本方針 2021 において、令和 3 年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和 3 年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和 2 年度と同額とする負担調整措置については、令和 3 年度限りとすること。

4、令和 3 年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長については、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

○議長（緒方 直樹） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第2号を起立によって採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、発議第2号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第23. 発議第3号

○議長（緒方 直樹） 日程第23、発議第3号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。こんにちは。発議第3号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出者は、高鍋町議会議員中村末子、賛成者は、同じく、杉尾浩一、松岡信博、永友良和、黒木正建、八代輝幸でございます。

本来なら、読み上げて意見書の提案とするべきですが、私はこういうふうに書いてきました。

今回、加齢性難聴者への補聴器購入に関して、公的な補助制度を創設していただくよう、意見書を提出するに当たり、高鍋の実態、考え、福祉課などより資料をいただけてまいりました。それによりますと、1級から6級まで、41人の方が身体障害者手帳を交付されているようです。また、WHOの聴覚障害者等級表からすると、ゼロから25デシベルまでを正常、ささやき声を聞き取れるレベル、26デシベルから40デシベルまでは軽度難聴で、1メートル離れて普通の話し声を復唱できるレベル、41デシベルから60デシベルまでは中等度難聴、1メートル離れて大声を復唱できるレベル、61デシベルから80デシベルまで高度難聴、耳元で叫び声を幾つか聞き取れるレベル、81デシベル以上は重度難聴、叫び声でも理解できないレベルとあります。また、耳は三半規管があり、平衡機能をつかさどっています。2014年7月1日の日本聴覚医学会難聴対策委員会の報

告によりますと、重度難聴者は補聴器対応ではなく、人工内耳の装具が考慮されるとあります。このことから、現在、身体障害者福祉法第4条、平均聴力でレベル70デシベル以上の方については1割負担となりますが、約9割の方は自費購入を余儀なくされているところです。加齢性難聴はコミュニケーション困難になり、鬱、認知症の危険因子になることも指摘されております。したがって、国においては加齢性難聴者への補聴器購入に対して、公的補助制度を創設することを要望するものです。

意見書の内容は、お手元に配付されております。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出させていただきたいと思っております。

提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、法務大臣、厚生労働大臣でございます。

令和3年9月22日、宮崎県高鍋町議会といたしました。

○議長（緒方 直樹） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第3号を起立によって採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立多数と認めます。したがって、発議第3号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

（発言する者あり）

今、動議が入りましたので、動議は、賛同者はいらっしゃいますでしょうか。それでは、続けていただいて結構です。

○7番（黒木 博行君） 7番、黒木博行。企業立地審議委員会委員長である議員として申し上げます。

午前中ですが、認定第1号で松岡議員より反対討論がありましたが、その中で、企業立地審議会で決定されたとありましたが、決定はしておりません。この部分についての削除を求めます。理由としては、企業立地奨励審議会は、追認答申機関でありますので、決定する権限はありません。詳しく申し上げますと、高鍋町企業立地奨励審議会は、高鍋町企業立地奨励条例第10号に規定された、町長の諮問に依じて指定事業者の指定に関する調査、

審議をするための諮問機関であり、企業立地の奨励処置の対象事業者の指定は、高鍋町企業立地奨励条例第4条第2項の規定に基づき、町長が高鍋町企業立地奨励審議会に諮問し、答申を受けて可否するものである。諮問機関の答申に法的拘束力がない以上、それに係る施策等を最終的に決定するのは、諮問した行政機関であり、その施策等に関する責任は、その行政機関であります。この件は、それぞれの解釈で物を言うことではないと考えますし、また、この時点では、固定資産税については確定されておられません。

以上です。

○議長（緒方 直樹） この件につきまして、地域政策課長にちょっとお伺いいたしますが、今の説明で間違いはないでしょうか、何か間違いがありましたら、確認です。地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 只今述べられたとおりでございます。

○議長（緒方 直樹） ありがとうございます。

松岡議員にここでお尋ねいたします。先ほど、審議会で、審査は問題ないんですよ、決定されたということが事実誤認であるということですが、松岡議員、これは、取消しとかはされないでしょうか。5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番、松岡信博。審議会で答申して決まったということですので、そういう意味合いで、審議会で答申が決定されたということで、審議会で答申で決められたという表現でしましたので、変更するつもりはありません。

○議長（緒方 直樹） 今の言葉で言いますと、ちょっと違うのではないかなと思います。決定されたというふうになると、先ほど、7番、黒木議員が述べたとおりのことであれば、ちょっと意味合いが違ってくるかと思いますが、それでも、本来であればこれはもう削除すべきものとは私は思いますが、どうでしょうか、よろしいのでしょうか。5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 松岡信博。当然、企業立地奨励条例の手續上、審議会を通してその上で決定するわけですから、審議会の審議が決定したというふうに捉えております。

○議長（緒方 直樹） 7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） 7番、黒木博行。先ほども申しましたけれども、これはそれぞれの解釈で物を言うことではないというふうに思っておりますが、松岡議員がこの件を修正しなくても私は結構です。議会の進行を優先していただければと考えますが、この私の説明でほとんどの方が理解できたと考えますので、それで結構です。

○議長（緒方 直樹） 今、7番、黒木博行議員から、しなくていいということでしたが、意味合い的に勘違い、私はちょっと誤認しているのかなとは思いますが、削除する意思がないという以上、これは削除することができません。これは、申し訳ございませんが、皆様、御了承を願いたいと思います。

それでは、この件については終了したいと思います。

日程第24. 議員派遣の件

○議長（緒方 直樹） 日程第24、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、高鍋町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定いたしました。

日程第25. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（緒方 直樹） 日程第25、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第26. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（緒方 直樹） 日程第26、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第27. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（緒方 直樹） 日程第27、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

○議長（緒方 直樹） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これで、令和3年第3回高鍋町議会定例会を閉会いたします。

午後 3 時27分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員